

令和 6 年 6 月 6 日

令和 6 年第 2 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和6年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和6年6月6日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃
欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 6名		

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺田 晃久
副 町 長 上田 隆	兼危機管理担当課長 総務部理事	南 大介
教 育 長 古橋 重和	兼総務課長 総務部理事	谷 卓哉
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	兼財政改革部理事	
川 端 慎也	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
総 務 部 長 西 啓介	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
会 計 管 理 者	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川井 理香
財政改革部長 内山 弘幸	兼保健センター所長 都市整備部理事	
しあわせ創造部長 松井 清幸	(土木担当)	小坂 雅彦
都市整備部長 奥 和平	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行

教 育 次 長
兼 指 導 課 長
まちづくり戦略室理事
(人事担当)

松 井 文 代
廣 田 尚 司

まちづくり戦略室
企画政策推進監

寺 田 武 司

都市整備部理事
(産業観光促進担当)

吉 田 一 誠

下水道事業理事

奥 田 敏 幸

教育委員会事務局理事
(生涯学習担当)

兼生涯学習課長

岩 田 圭 介

兼青少年センター所長

財政改革課長

中 塚 嗣 泰

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年6月5日から6月27日(23日)

○会議録署名議員

4 番 中 原 晶

5 番 坂 原 正 勝

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第52号	専決処分の承認について(令和5年度岬町一般会計補正予算(第11次))
日程第 3 議案第53号	専決処分の承認について(令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))
日程第 4 議案第54号	専決処分の承認について(令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次))
日程第 5 議案第55号	専決処分の承認について(令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第4次))
日程第 6 議案第56号	専決処分の承認について(令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次))

日程第 7	議案第 57 号	令和 6 年度岬町一般会計補正予算（第 2 次）
日程第 8	議案第 58 号	令和 6 年度岬町一般会計補正予算（第 3 次）
日程第 9	議案第 59 号	令和 6 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 1 次）
日程第 10	議案第 60 号	令和 6 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 1 次）
日程第 11	報告第 1 号	令和 5 年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、登壇者につきましては、発言が聞き取りにくいとの意見もありますので、マスクを外した上での発言といたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早川良君。

○早川 良議員 早川良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って、令和6年度6月議会定例会一般質問を始めたいと思います。

今回の一般質問は3項目において質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、災害時対応について質問していきたいと思います。

岬町は海に面している地域が多くあるため、高潮対応、特に津波対応時は早急に水門の操作が求められます。そこで、本町の水門開閉作業における現在の運用状況について答弁よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 早川議員のご質問にお答えします。

初めに、岬町全域には、津波や高潮を防ぐ施設が89か所あり、内訳としましては、水門が1か所、こちらは谷川水門になります。次に、水路の出口に設置されている樋門が19か所、防潮堤の開口部に設置されている門扉が47か所、淡輪漁港付近の家の出入口などに設置されている角落しが22か所あります。そのうち、自動で開閉する樋門が1か所、電動では、水門が1か所、樋門が1か所、門扉が31か所で、残り55か所が手動開閉になっております。

そこで、水門などの開閉につきましては、大阪府海岸保全施設操作規則に基づき要領を作成し、町の地域防災計画との整合を図り、高潮襲来時における詳細を定め、運用を行っております。

高潮注意報が発表されたときは、８９か所のうち３３か所の施設の閉鎖作業を行っております。また、高潮警報が発表されたときは、８６か所の水門などを閉鎖することになっており、残り３か所は、谷川港の水門を閉鎖することで、閉鎖作業が不要となっております。

なお、高潮警報・注意報が発表され、大雨警報なども発表されているときは、内水排除のことも加味しながら、状況に応じ、樋門などの開閉を行っております。

また、津波注意報が発表されたときは、水門など２４か所の閉鎖作業を行い、津波警報・大津波警報が発表されたときは、高潮警報と同様に、８６か所の閉鎖を行っており、津波の場合は迅速に閉める必要がありますので、職員だけでは対応が難しいため、水門などがある地域ごとに水門等操作員を配置し、閉鎖に努めているところでございます。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 先ほどの説明で、８９か所の水門のうち、自動及び電動で作動する水門等の設備が３４か所あることが分かりました。水門等の電動化は、対応する職員の安全面からも有効と考えられることから、今後も、府や国に働きかけ、手動式から整備を進めていただきたいと思いますところですが、一方、地震等で電力が遮断された場合の対応状況が心配されます。

そこで、現在の電動設備の停電対策状況について、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 ご質問にお答えします。

大阪府港湾局では、電動化施設の停電対策としまして、自家発電機の設置を進めており、現在、７か所が設置済みでございます。

また、順次、自家発電機を設置していくとお聞きしております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 大阪港湾局において、停電対策を順次進めていただけていると聞き、安心しました。今後も引き続き、整備を進めていただけるように、よろしくお願いします。

小坂理事より説明があったように、岬町には８９か所の門等があり、災害時はそれぞれの発令に応じて、担当する職員の皆さんに閉鎖作業に当たっていただいています。また、津波警報・大津波警報発令時は、職員だけでは対応が難しいため、地域ごとの水門等操作員を配置し対応していただいています。

東日本大震災時において、水門・陸閘等の閉鎖に従事した方、多数が犠牲者になりました。そこで、本町における水門操作員の安全対策はどのようなになっているか、回答をよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 ご質問にお答えします。

本町では、令和6年4月に津波対策実施要領を改定しております。内容としましては、操作従事者の安全確保のため、津波注意報・津波警報または津波特別警戒が発せられたときには、気象庁の発表する津波が達すると予想される時刻、退避に要する時刻などを勘案した退避すべき時刻を経過する前に、操作施設の閉鎖のための体制を解除し、または操作施設の閉鎖を完了し、もしくは中止し、安全な場所に退避するものとしております。かつ、操作従事者は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作施設の閉鎖または開門を中止し、安全な場所に退避することを津波対策実施要領に定めて運用を行っております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 令和6年4月に改定された本町の津波対策実施要領に、操作従事者は自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作施設の閉鎖または開門を中止し、安全な場所に退避することと、従事者の安全対策について、非常に重要なことが明記されています。まさに、東日本大震災では、責任感が強く、最後まで開閉作業に従事した方々が、多く犠牲になりました。要領を改定するだけでなく、しっかり、周知・広報し、安全対策に努めていただきたいと思います。

次に、河川見回り時の職員の安全管理体制について質問します。

岬町において、災害警戒本部、また災害対策本部設置時は、私も消防団本部団員として、町長をはじめ、幹部職員の皆さんとともに、本部に寄せられる町民の皆様の様々な要望対応に当たらせていただくために、現場確認に出動します。

そこで、危惧するのが、職員の見回り時の装備についてであります。

現在の河川見回り時の職員の安全管理体制が、どのようになっているのか、危機管理監に回答を求めます。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、災害発生時に河川の見回りなどへ職員を派遣する際の考え方から説明させていただきます。

災害対策に当たっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本理念に据えております。災害対応時の課題をより大きな視点から検討し、分析するための情報収集や、災害現場の実情を正確に評価するため、災害警戒本部または災害対策本部を立ち上げた際に、現場活動班を現場に派遣することとしております。

そして、その際、現場に派遣する職員の安全管理につきましては、気象情報等を収集し、洪水警報が発表されている状況など、明らかに危険度が高いタイミングでの派遣は避けるようにしております。しかし、河川の見回り時には、急激な水位の変化など、事前の予測を超える事態も起こり得ると考えられます。現在、現場活動班には、レインコートのほかに、安全用品としまして、頭部を保護するためのヘルメット及び、爪先を保護するための安全長靴を貸与しているところですが、河川・水路付近での作業における安全確保のための資材は、配置しておりません。

河川等の見回り時に発生する事故といたしましては、増水等で水面と陸地との境界が判断できなかったことにより、転落事故が発生し、そのまま流されてしまうというようなことが想定されます。このような場合には、ライフジャケット装着が効果的で、生存率の向上が期待できるものと考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 まさに、先ほど危機管理監が言われたとおり、河川等の見回り時に想定されるのは、転落して流される事故であり、災害本部に寄せられる通報で一番多いのも、水害対応であります。災害現場に行くと、増水で境目が分からなくなり、川のように流れる道路であったり、流された材木等で水路がふさがれて、すごい勢いで道路へ流入していたりと、非常に危険な現場に遭遇します。

先ほど、危機管理監から、転落事故においてライフジャケットの装着が効果的で、生存率の向上が期待できるものと考えられるとの答弁がありましたように、担当課の思いも同じものなのかなと感じます。ぜひ、早急に、災害対応に当たる職員の安全管理が担保されるように、強く要望したいと思います。

次に、災害等により庁舎が使えないときの災害対策本部設置について質問します。

まず確認のために、庁舎が被災し、本部として利用できない場合の代替施設について、岬町地域防災計画ではどのように定められているか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問についてお答えさせていただきます。

「岬町地域防災計画」の中で、災害対策本部等の機能確保について方針を定めております。原則として、災害対策本部を岬町役場内に設置すると定めており、現在は役場第二庁舎に設置しております。

ただし、大規模災害時に、岬町本庁舎並びに第二庁舎が被災し、災害対策本部等の機能の喪失、または著しい低下が懸念されることから、第二庁舎内に設置することが不可能な場合、災害対策

本部の運営に支障を来さないように、代替施設の確保に努めるとしており、その場合、第一位を岬消防署に、第二位を岬中学校に設置すると定め、災害対応を行う拠点機能を確保するものです。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

答弁いただいたとおり、地域防災計画では、災害対策本部の代替施設として、第一に岬消防署、第二に岬中学校が設定されております。

では、この2つの施設において、災害対策本部として重要な役割である住民への災害情報伝達、その手段としての機能、防災行政無線等の設備が配備されているのか、お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問についてお答えさせていただきます。

ただいま、ご指摘ありましたように、災害発生時には防災行政無線が重要な役割を果たすと考えております。その上で、現在、岬町本庁舎並びに第二庁舎が被災することにより、防災行政無線など、災害対策本部の運営に支障を来した場合、代替施設に災害対策本部を設置し、防災拠点の機能の維持に努めるということは先ほどもご説明させていただいたところですが、この際、代替施設第一位の岬消防署では、署内に設置された防災行政無線を使用することで、町内放送の実施が可能となっております。しかし、第二位の岬中学校には防災行政無線の設備はありませんので、この場合には、役場庁舎裏の「坊の山中継局」からの発信を想定しております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 岬中学校が選択された場合は、坊の山中継局からの発信を想定しているとの答弁でありました。私は、実際に運用となると大変苦慮するかなと、思っております。

今後、実運用部分を、しっかり危機担当部署として検討していただくことを、要望しておきたいと思います。

次に、ペット同行避難の進捗についてお伺いします。

令和5年9月議会にて一般質問させていただき、危機管理監より、ペット同行避難を受け入れる方向で取り組みたい、避難所運営マニュアルの整備にも取り組むと、大変前向きな回答をいただきました。

そこで、現在のペット同行避難マニュアルなどの進捗状況を、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問についてお答えさせていただきます。

令和5年9月議会におきまして、早川議員からご質問いただきましたペット同行避難の行動の

規範となるマニュアル作成については、完了しております。

現在は、避難の際の受入れにつきまして、飼い主による災害時の適正飼養を支援するため、また、避難所でのペットを巡るトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えられるようにするため、ペット同行避難できる避難所として予定しております指定一般避難所となる各小・中学校の施設管理者の方々と調整中でございます。

なお、マニュアルの周知につきましては、受入れ場所や動線の具体化と併せて行うことを想定しております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。ペット同行避難のマニュアルは既に作成されている。大変ありがたいお言葉をいただきました。ぜひとも、早期に施設管理者との調整を済ませていただき、岬町においてもペット同行避難が可能になるようによろしくお願い申し上げます。

以上で、災害時対応についての質問を終わらせていただきます。

次に、町職員の名札について質問します。

現在の職員の名札表記はどのようなになっているか、答弁よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 早川議員のご質問にお答えします。

現在、正職員、再任用職員、任期付職員の名札表記につきましては、白紙に町章、配属先の所属名、役職名、フルネームの漢字表記に平仮名の読み仮名を振り、顔写真付きにしております。会計年度任用職員の名札表記に関しましては、黄色紙に会計年度任用職員と記載し、配属先の所属名、フルネームの漢字表記で、顔写真は載せておりません。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 答弁のとおり、現在、岬町役場の正職員、再任用職員、任期付職員の名札表記については、フルネーム、顔写真付きであります。また、会計年度任用職員にあっても、顔写真はないもののフルネーム表記であります。

近年、カスタマーハラスメントが問題視され、その対策として、職員の名札から顔写真やフルネームを外す自治体が増えています。岬町においてもカスタマーハラスメント防止のために、名札表記の変更が必要ではないかと考えるが、人事担当としてどのようにお考えか、回答をよろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 早川議員のご質問にお答えします。

私たち職員は、執務中は名札をつけ、岬町役場での自分自身の身分と名前を明らかにし、責任を持って業務遂行をしてきました。しかしながら、議員ご指摘のように、昨今、SNSでのトラブルや過剰なカスタマーハラスメントの報道を受け、昨年頃から名札から顔写真を外し、名前も名字表記だけにする自治体が増えてきたところです。

本町でも、5月7日開催の政策会議において、職員のプライバシーに配慮し、安心して業務に専念できる職場環境をつくるのが大切である一方、職員が自身の名前を明かすことで、職務に責任を持つことも必要ではないかとの考え方も示されました。

今後、人事担当としましては、そうした考え方を整理し、府内自治体の動向も調査し、より見やすく、分かりやすいものとすることも含め、名札表記の変更について検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 政策会議において、職員が自分の名前を明かすことで職務に責任を持つことも必要との方針が示されたということですが、担当部署、名字のみの表記でも十分に責務を持って取り組んでいただけると、私は思っております。

役場の窓口は、本当に住民の方々よりいろいろな相談を受けると思います。職員の皆さんも、何とか住民さんに寄り添って対応したいとの思いがあっても、立場上、法律や制度に沿った対応をしなければならず、意図せずカスタマーハラスメントへ発展することも考えられます。

早期に名札表記を変更することにより、職員のプライバシーに配慮し、安心して業務に専念できる職場環境がつけられるよう要望し、この質問を終わりたいと思います。

次に、公共施設使用料について質問します。

施設により担当部署が違うため、まず、岬町健康ふれあいセンターの直近の利用状況及び利用料は、どうなっているのか、お伺いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 早川議員のご質問にお答えいたします。

岬町健康ふれあいセンターピアッツァ5の利用状況について、直近2か年の施設内のエリア別の利用状況について、お答えをさせていただきます。

まず、ゆう湯うゾーン、お風呂でございますが、令和4年度の利用者数の合計は、延べ3万9,575名で、内訳といたしましては、町内在住者の方のご利用が3万5名、町外からの利用者の方が9,570名となっております。令和5年度の利用者数の合計につきましては、延べ4万2,440名で、そのうち町内在住者の方のご利用が3万394名、町外からのご利用が1万2,0

46名となっております。

次に、プールでございますが、令和4年度の利用者数の合計は、1万5,355名で、そのうち、町内在住者の方のご利用が8,543名、町外在住者の方のご利用が6,812名。続きまして、令和5年度の利用者数の合計は、1万5,979名で、そのうち町内在住者の方のご利用が8,451名、町外在住者の方のご利用は7,528名となっております。

そのほかに、和室やフィットネスルーム、トレーニングジムなどの施設もございます。これらの利用状況につきましては、全体で、令和4年度が、1万8,732名、令和5年度が1万6,868名となっております。

なお、利用者数の変化でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前につきまして、平成30年度のお風呂とプールの利用者数につきましては、お風呂が町内在住者の方が3万1,839名、町外在住者の方のご利用が1万7,248名。プールにつきましては、町内在住者の方が1万2,102名、町外在住者の方が9,649名であったのに対しまして、令和元年度後半以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、当該施設の利用者につきましては、ゆう湯うゾーン、風呂でございますが、令和2年度が最も少なく、町内在住者の方が2万8,494名、町外在住者の方が1万4,093名となりました。

次に、プールにつきましては、令和3年度が最も少なく、町内在住者の方が7,238名、町外在住者の方が5,841名でございました。

次に、各施設の利用料金についてでございますが、お風呂につきましては、12歳以上が1人410円、お子様につきましては、3歳以上6歳未満の方が1人60円、6歳以上が130円と設定しております。また、プールにつきましては、16歳以上が1人600円、16歳未満が1人300円としております。

なお、お風呂、プールのいずれも、高齢者や障害のある方などにつきましては、別に料金を設定しております。また、町内・町外在住にかかわらず、料金は一律としております。

なお、各施設の利用料収入につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平成30年度のお風呂とプールの一般利用料金収入につきましては、年間637万1,980円であったのに対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました令和2年度におきましては、447万7,840円まで減少いたしました。令和5年度につきましては、674万1,770円となっております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 コロナ禍により減少した利用者数もようやく元に戻りつつあり、非常に多くの町

外の方にも利用していただいているのが分かりました。

そこで、施設維持や経年による修繕費等について、公費の投入だけでなく、町内外在住別の利用料金を設ける等、料金の改定について、今後、考えがあるかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 早川議員の質問にお答えいたします。

岬町健康ふれあいセンターにつきましては、以前より、町内在住者の方だけではなく、町外の方につきましても、釣りなどのレジャー帰りの入浴やプールの利用など、多くの方にご利用いただいております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた利用者数につきましても、徐々に回復しつつある状態であると考えております。

ご質問の利用料金の設定についてでございますが、今後、法改正等の理由で料金を改定せざるを得ない状況も生じる可能性はあると考えてはおりますが、現状につきましては、現在の料金を据え置き、健康づくりやレクリエーションのため、より多くの方にご利用いただきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 今後、施設の老朽化も進み、修繕費等の維持費の高騰も考えられるため、厳しい財政状況に応じた料金設定の検討も要望しておきたいと思います。

次に、いきいきパーク利用料についてお聞きします。

以前より、町民の方より町内外在住別の使用料を設けてほしいとの要望があります。これは、単純に町民が利用料を安くしてほしいという意見だけではなく、野球場では、大阪府内で硬式球を使えるグラウンドが減少し、料金を上げて町外から需要がある。また、芝生広場も他の市町村に比べて非常に安価なため、料金を上げて町外からの利用は減らないとの声を聞きます。

そこで、いきいきパーク利用者の町内外在住別の使用料を設けてはどうかと考えるが、町の考えについてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 早川議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、いきいきパークの利用者につきましては、令和5年度の実績では、多目的広場5, 485人、野球広場5, 016人、芝生広場が7, 115人となっております。

また、町内外の利用につきましては、団体での申込み別では、町内が143団体、町外が107団体で、割合にしまして57%が町内の団体にご利用いただいております。

使用料につきましては、いきいきパークみさき条例の第7条により使用料を定めており、多目的、野球、芝生広場、全て一律1時間当たり510円となっており、町内外で使用料を区分しておりません。

なお、令和5年度の使用料収入は、85万8,186円となります。

また、町内の施設でもあることから、使用申請につきましては、使用者が町内に在住、もしくは在勤する者、または町内に所在する団体が使用する場合は、3か月前から予約できることとしており、それ以外は2か月前の予約となっており、町内在住者等は予約を取りやすくする仕組みを導入しております。

議員からご提案の町内外在住者別の使用料の設定につきましては、メリットとしては、財政の公平性から、町内在住者は地域の税金や自治体へ貢献しているため、割安な料金を設定することで地域の財政の公平性が高まることが考えられます。またデメリットについては、利用の減少や地域への観光や交流の機会を減少させる可能性があります。

町内在住者と町外在住者の使用料を分けることは、十分な検討と配慮が必要であると考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 現在、多くの町外の団体さんに利用していただいておりますが、料金を上げることにより、利用の減少や地域観光や交流の機会を減少させるのか、これは実際にやってみないとなかなか答えが出ない問題だと思います。

今後も引き続き、検討を継続していただけるようによろしく申し上げます。

芝生広場の使用料、1時間510円と、近隣の芝生サッカー場に比べて非常に安価なため、使用頻度が多く、芝の状態が悪くなりやすいと利用者からもよく聞きます。今年度は芝の張り替えもあり、芝の管理には非常に維持費が必要であります。

そこで、施設維持を考慮した使用料への改定は考えないのか、回答をよろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 早川議員のご質問にお答えさせていただきます。

公園施設の維持管理には多額の費用を要します。しかしながら、使用料の改定により利用者の負担が増すことで、一部の利用者が利用できなくなる可能性がございます。

またあわせて、若者の運動機会や社会的な交流が減少する可能性もあることから、現在の使用料収入と公園の維持や改善に必要な費用とのバランスを見ながら、検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 今後も、素晴らしい施設であるいきいきパークを、適切に管理できるように、使用収入と維持費や改善に必要な費用のバランスを考慮しながら、適切な使用料への検討を、今後も、ぜひ、よろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 早川良君の質問が終わりました。

続きまして、次は谷地委員でございますが、一般質問で使用される補助資料等の準備に少しの時間がかかります。議員の皆様、そして、理事者の皆様には、メールにて送付させていただいておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、テレビモニターの映像を見るか、配付している傍聴者用資料をご参照してください。

なお、議会ホームページからもご覧いただくことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、2030年までに解決しなければならない2つの大きな問題について質問をさせていただきます。

一つは、気候危機、いわゆる地球温暖化です。WHOは、気候変動は人類が直面する健康上の最大の脅威であると明言しています。また昨年7月には、世界の平均気温が観測史上最高となり、国連のグテーレス事務総長も地球温暖化は終わり、地球沸騰化の時代が来たと危機感をあらわにし警告をしております。世界中で毎年、異常気象による過去にない、信じられないような大災害が発生し、甚大な被害を及ぼしています。また、海面上昇により、インドネシアでは首都機能を移転する計画を進めています。しかし、CO₂排出量の抑制には歯止めがかかっておらず、気候危機は2030年が分岐点と言われています。

そして、もう一つは少子化です。昨日6月5日に厚労省は、2023年の合計特殊出生率を発表しました。2023年の合計特殊出生率は1.20で、8年連続前の年を下回っており、1947年に統計を取り始めて以降、最も低い数値となっております。昨年6月に岸田総理は、2030年までが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスだと訴えています。

気候危機、少子化、どちらも、私たちの未来に大きな影響を及ぼす、避けて通ることのできない喫緊の課題です。

今回、質問事項が、かなり多いので、もしかしたら、2つ目の質問には行けない可能性もあることを、お伝えしておきます。

まず、一つ目の質問です。一つ目は、気候危機に関する質問であり、地球環境を守るゼロ・ウェイストタウンを目指してです。

私はこれまで、令和4年3月議会、令和4年9月議会、令和5年6月議会、令和5年12月議会と4回にわたってごみ排出量の削減、リサイクル促進を訴えてきました。そして今回、5回目の一般質問に臨みます。なぜならば、まだまだ、取組が十分ではなく、改善が必要なところがあるからです。

まず初めに、岬町のごみ排出量とリサイクル率の状況について、お伝えいたします。以前にも、何度もお伝えしておりますが、令和6年4月19日に環境省より、令和4年度の一般廃棄物実態調査結果が公表されましたので、最新結果をお伝えいたします。

資料1をご覧ください。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量を表したグラフです。黄色は岬町、赤が大阪府平均、青が全国平均を表しています。令和4年度の結果は、岬町は810グラムであり、大阪府内43自治体中42位、全国1,713自治体中1,514位と、令和3年度までと同様に、大阪府、全国の中でも低い順位です。なお、データの関係上、全国の自治体数は、東京23区と一部市町村を除いた値となっております。

資料2をご覧ください。

こちらのグラフは、令和4年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量を、大阪府内の43自治体、大阪府平均、全国平均を排出量の少ない順に並べたものです。グラフを見て分かりますとおり、岬町がほかの自治体に比べて、かなり排出量が多いことが分かります。

資料3をご覧ください。

こちらはリサイクル率を表したグラフです。先ほど同様に、黄色が岬町、赤が大阪府平均、青が全国平均を表しています。令和4年度の結果は、岬町は6.4%であり、大阪府内43自治体中43位、最下位。全国1,713自治体中1,631位となっており、こちらについても、令和3年度までと同様に、大阪府、全国の中でも低い順位です。さらには、令和元年度から4年連続、大阪府で最下位という状況です。

資料4をご覧ください。

こちらのグラフは、令和4年度のリサイクル率を大阪府内の43自治体、大阪府平均、全国平均を割合の大きい順に並べたものです。グラフを見て分かりますとおり、岬町はほかの自治体に比べ

て、かなり割合が低いことが分かります。

このように、岬町は全国の中でも、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が多く、リサイクル率が低い。つまり、住民一人一人が出すごみの量が多く、リサイクルができていない町ということです。

こういった状況ではありますが、岬町では、一般廃棄物処理基本計画第2次を策定しており、この中のごみ処理基本計画において、循環型社会の形成に向けて、ごみ排出量の削減及びリサイクル促進に取り組んできたはずです。また計画期間は、平成30年度から令和7年度までの8年間で、今年度に基本計画の改定を行う予定と認識しております。

そこで、お伺いいたします。まず、ごみ処理基本計画の目標達成状況について、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

一般廃棄物処理基本計画では、令和7年度において、ごみ排出量を平成29年度比21%削減を目標としております。家庭系ごみにつきましては、令和2年から令和4年度まで新型コロナウイルスの影響により排出量が増加し、削減率が下がったものの、令和5年度では15.7%と前年に比べ3.1%増加しておりますが、目標値には至っていない状況です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

ごみ処理基本計画では、令和7年度において、ごみ排出量を平成29年度比21%削減を目標としているが、令和5年度時点で15.7%削減という状況であり、まだ目標は達成できていないという回答でした。

次に、これまでの取組について、お伺いしたいと思います。

資料5、資料6をご覧ください。

ごみ処理基本計画においては、こちらの資料に示すとおり、目標達成に向けて8つの分類、全部で33個の具体的な取組の政策を立てています。これらの政策の取組状況について、どうなっていますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

基本方針に基づく具体的な取組策などを発生抑制、資源化をはじめ、8項目に分類し、各施策を講じることとしております。

実施状況につきましては、生ごみ処理機設置補助金の継続、粗大ごみ処分に当たっては、買取業者と連携した処分方法の支援を、小型不燃ごみの分別収集は平成25年10月から実施し、本年度に食用油の拠点回収を予定しております。また、災害廃棄物処分におきましては、令和3年3月に災害廃棄物処理の支援に関する協定を、翌年1月には、し尿汚泥処理に関する協定を処理業者と締結し、処分の円滑化を図りました。不法投棄対策では、これまでも警察への通報、現場立会い、警告看板の設置などを行っており、引き続き、警察との連携を継続し、不法投棄物の減少を図ってまいります。

また、ごみ処理施設につきましては、施設の延命化計画を策定中です。

各項目において取り組めていない項目が多いことは、認識しております。特に、啓発活動や進捗管理など、ソフト面での取組が十分でないと考えております。

循環型社会の形成を図り、住民の皆さまにごみの減量への関心を持っていただけるよう、3R、リデュース・リユース・リサイクルの施策を推進し、さらなる啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、粗大ごみ処分に当たっての買取業者と連携した処分方法の支援、これは、恐らく昨年実施したリユースプラットフォームおいくらを通じたリユース推進のことかと思えますし、災害廃棄物処分の支援や、し尿汚泥処理に関する協定締結など、具体的に進められた取組や、食用油の拠点回収など、これから実施予定のものもありますが、取り組めていない施策が多いとの回答でした。

これら施策について、幾つか詳しくお伺いしたいと思います。

一つ目は、資料5に記載の、ピンクの文字になっているイの④植木剪定ごみ、除草ごみのチップ化や堆肥化による資源化を推進するといった施策についてです。

ごみ処理基本計画において、ごみ組成分析の結果、木・竹類の占める割合が毎年約15%から25%あるため、これらの堆肥化などによるごみの資源化が検討課題となっております。この施策は、割合に関しても効果が大きいと考えます。

2つ目は、資料6に記載のオの②事業系生ごみの堆肥化を促進するといった施策です。こちらについても、ごみ組成分析の結果、厨芥類の占める割合が毎年約5%から9%あり、堆肥化については、一つ目の植木剪定ごみ、除草ごみと一緒にできると考えられます。

3つ目は、資料6に記載のキ、分別収集品目の拡大です。私はこれまでの一般質問において、雑紙の資源ごみ回収や缶と瓶の分別収集などを提案してきました。リサイクル率日本一、84%

の鹿児島県大崎町は27品目、2位、81.1%の徳島県上勝町は45品目です。リサイクル率の高い自治体はいずれも分別収集品目が多く、住民にもしっかりと啓発を行い、協力してもらっています。分別収集品目の拡大については、特別な施設や設備も必要ないです。その仕組みづくりと住民の協力のできる取組です。

これら、3つの施策の取組状況について、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

最初に、植木剪定ごみ、除草のごみのチップ化や堆肥化による資源化の推進の取組状況につきましては、少子高齢化などにより、空き家・空き地が増え、草木の排出量は増加しております。これらを焼却処分ではなく、資源として循環させるための取組として具体的施策に掲載しております。他団体においては、樹木や草木をチップや堆肥として循環させるシステムを構築している施設はありますが、多額の設備の建設費用やランニングコストなど課題が多いところです。

本町の施設では、樹木や枝を切断する設備しかなく、一定のサイズを超えるものは受入れを行っておりません。また、除草ごみにつきましても、細かく切断し、可燃ごみとして焼却しております。

これらを資源化するための設備や財源など、非常に厳しい状況から、検討には至っていないのが現状でございます。

2点目の事業系生ごみの堆肥化の促進の取組状況につきましては、先ほどの除草ごみの堆肥化についてもお答えさせていただきましたが、堆肥化に係る設備や財源など、非常に厳しい状況でありますので、事業系の生ごみ堆肥化についても検討には至っていないのが現状でございます。

3点目の分別品目の拡大の実施状況につきましては、現在、空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみを分別収集しております。今後、段ボール、新聞・雑誌などの紙類の回収資源化ルートを再構築する予定でございます。他団体では数十品目に細分化しているところもございます。ごみの品目を細分化することは、ごみ減量化につながるものと認識しております。それには、住民の皆さまの協力はもとより、事業者と行政との連携が不可欠であります。

今後とも、ごみ減量化とリサイクルの推進に努力してまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁によりますと、堆肥化する設備の建設費用やランニングコストなどの課題が多いとのことですが、美化センターは老朽化が進んでおり、毎年多額の修繕費用や点検費用がかかっています。また、公共施設の中でもCO₂排出量が多く、地球温暖化への影響が大

きい施設です。先ほど紹介したリサイクル率日本一の大崎町、2位の上勝町は、いずれも焼却炉を持っていません。分別を徹底し、限りなく資源化を行うことで、焼却炉を持つよりも低コストかつ地球環境に優しいごみ処理を実現しています。実現できている自治体があるということは、岬町でも、本気であれば、できる取組だと考えています。

また、先ほどまでの御答弁によると、ごみ処理基本計画については、施策の多くが取り組めておらず、目標も達成できていないとのことですが、今度は計画の進め方について、伺いたいします。

資料7をご覧ください。

岬町では、条例において、廃棄物減量等推進審議会という機関を設置することができることになっています。そして、ごみ処理基本計画においては、上の部分に記載のとおり、その進捗状況について、毎年、廃棄物減量等推進審議会へ図るとともに、情報の公開を行うこととしますとなっています。また、この審議会の所掌事務については、岬町廃棄物減量等推進審議会条例の第2条で次のように定められています。審議会は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するほか、次に掲げる事項について調査審議を行い、町長に意見を述べるができる。

- (1) 分別収集に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及び再利用に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量及び再利用についての住民の啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の減量及び再利用に関すること。

このように、ごみの減量やリサイクル推進するに当たって、とても重要な役割を持った機関です。しかし、この重要な機関である廃棄物減量等推進審議会が、実は設置されていなかったということが3月議会の厚生委員会の場で明らかになりました。さらに調べていくと、今回のごみ処理基本計画が策定されるずっと前の平成21年度以降、約15年間、一度も設置されていないことが判明いたしました。最後に設置されたのは平成19年度で、このときの審議会で、可燃ごみの有料化について答申がされており、その後、任期満了の平成21年度に開催され、それ以降設置されていません。過去の議会や委員会の会議録を確認すると、複数の議員より何度かこの審議会の設置について提案がありましたが、設置されることはありませんでした。しかも、先ほど述べたとおり、ごみ処理基本計画においては、その進捗状況について、毎年、廃棄物減量等推進審議会へ図るとともに、情報の公開を行うこととしますとなっているので、この審議会は必ず設置して、毎年開催しなければならなかったはずです。

そこで、お伺いいたします。なぜ、今まで廃棄物減量等推進審議会を設置しなかったのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、町長の諮問に応じて設置しております。これまで、議員から紹介がありましたが、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって、平成19年度に設置され、計画の策定をもって一定の役割が終了したことから、委員の任期満了をもって審議会は解散され、平成21年度以降開催されていない現状です。

審議会の所掌事務は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、分別収集の実施や一般廃棄物の減量及び再利用に関することを調査・審議するものです。審議会の委員は、学識経験者をはじめ、住民団体の代表、関係事業者の代表など10名以内で組織します。他団体の設置状況から、会長には学識経験者として、廃棄物処理に精通された大学教授や准教授などが選任されております。

第2次一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、本町におきましても同様に、会長の選任について検討いたしておりましたが、コロナ禍とも相まって、設置には至りませんでした。

さらに、昨今のプラスチックごみやSDGsに見る廃棄物や環境を取り巻く社会情勢により、審議内容の検討に時間を要すること、また、複数の計画を策定する必要があったことから、審議会の開催には至りませんでした。

本年度において、基本計画の改定を予定しており、あわせて、今後のごみ行政の取組などにおいて審議会を設置する予定としております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁によると、審議会を設置しなかった理由は、学識経験者の選任や審議内容の検討に時間を要することや複数の計画を策定する必要があったためとのことでした。

今回のごみ処理基本計画策定後の話であったとしても、約5年間、その前から考えると、15年間も設置しなかったという理由としては少し厳しいものがあるかなと正直感じます。

しかも、何度も述べますが、施策の進行管理において必ず設置しなければならなかったものです。これについては、厳しい言い方をしますが、計画軽視、計画に対する本気度が足りていないと言わざるを得ないと考えます。

今年度予定の基本計画改定の際には、審議会を設置する予定とのことですので、審議会の意見を聞きながら、しっかりとごみ処理基本計画に改定していただき、ごみ排出量の削減及びリ

サイクル促進に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

次に、資源ごみの売却量についてお伺いいたします。資料8をご覧ください。

こちらは、資料請求により担当課から提出いただいた過去5年間の資源ごみの売却量と売却収入です。品目によって言葉は異なりますが、表の左側が売却量で右側が売却収入を表しています。なお、缶と瓶については、一緒に収集しており、業者にて分別を行っているため、売却収入は発生していないと認識しております。

今回はこの中で、一番左の新聞・雑誌・段ボール・紙パック等についてお伺いいたします。

令和元年度の売却量は、7, 270キログラムでした。令和2年度以降は、5分の1以下に激減しており、売却収入もなくなっています。この理由について、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

新聞・雑誌・段ボールなどの収集量が令和2年度に大きく減少しております。これにつきましては、従来からの収集物引取り業者が令和2年4月以降、事業を継続できなくなったことから、収集物を売却できなくなったものです。

これにより、収集物を引き取る際に、業者の独自選別により引き取っているため、資源ごみの売却量が減少したものです。

新たに可燃ごみ収集日に段ボールなどの紙類をパッカー車とは別に専用に収集する車両を設け回収する方策を試験的に現在実施しているところです。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 この点について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁によると、令和元年度までは収集物引取り業者が収集していたところですが、これは、全て引き取っていて、それによって、売却収入も得られていた。そして、業者が令和2年4月以降、事業継続できなくなったため、令和2年度以降は別の業者に代わり、そして、収集したものを全部引き取るのではなく、独自に選別して引き取っている。そして、あくまでも、これは無償で引き取るということであって、売却収入を得られていないということでしょうか。うなずいていらっしゃるので、それは、そういうことかと思えます。

また、恐らく、令和2年度以降も収集している数、実際に町内を回って収集している量には大きな変化はないと考えられ、そうだとすると、令和元年度と同等の、恐らく7, 000キログラム程度の収集量が毎年あると想定されます。その場合、業者の独自選別後に、5, 000キログラムから6, 000キログラムと大半が残っていることになります。この業者の独自選別後には、

この残った新聞・雑誌・段ボール等はどうしているのでしょうか。こちらについて、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

業者の独自選別以外で残ったものにつきましては、可燃ごみとして焼却しております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁でいうと、業者の独自選別後に残った新聞・雑誌・段ボール等は可燃ごみと一緒に現在は燃やしているとの回答でした。これは恐らく、住民のほとんどの方が知らないことだと思います。つまり、令和2年度以降、4年間も住民が分別して出している新聞・雑誌・段ボール等が燃やされていたということになります。

しかも、この新聞・雑誌・段ボールなどについては、収集方法についても問題があると考えています。例えば、令和元年度の収集量は売却量と同じなので7,270キログラムということになりますが、岬町での新聞・雑誌・段ボールの収集は週2回あります。単純計算で年100回ということです。1回当たりの収集に換算すると、たったの72.7キログラムです。正直、これはかなり少ないと思います。新聞・雑誌・段ボールなどは可燃ごみと一緒に収集しており、パッカー車上の荷台に積んで運びます。しかし、パッカー車の上の荷台は決して広くありません。また、作業員は荷台に乘せるのも大変ですし、走行中に荷台から落ちないようにしなければなりません。正直、新聞・雑誌・段ボールなどをパッカー車2台だけで収集するのは無理があると思います。実は以前から、この新聞・雑誌・段ボールなどを可燃ごみと一緒にパッカー車の中に投入しているといった目撃情報を、何人からも聞いています。実際に、私も複数回目撃にしました。私が目撃したシーンは、荷台がいっぱいになっていたり、車を寄せる場所がない道路上で後続車が来ている状況でした。パッカー車2台の容量や作業員の積みにくさといった問題があると思います。

そこでお伺いいたします。こういった新聞・雑誌・段ボールなどをパッカー車の荷台に積まずに、可燃ごみと一緒にパッカー車の中に投入しているといった実態について、担当課は認識しておりますでしょうか。また、認識していた場合は、いつ頃から認識しておりましたでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

これまで、新聞・雑誌などの紙類は、特に収集日を設けることなく、可燃ごみとして収集して

おります。集積場所に排出されている紙類をパッカー車の上に積み、積みなくなった場合は、可燃ごみと一緒に中に入れていました。また、水分を含んだ紙類は資源ごみとして利用できないことから、雨天時の収集では、パッカー車内に入れておりました。

先ほど答弁させていただきましたとおり、資源ごみを試験的にパッカー車とは別に専用車両での収集を実施しているところです。

いつから認識しておったかということですが、はっきりとした時期は覚えておりません。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁でいうと、担当課としては、そういった実態について、認識はしていたけれども、細かい、いつからとは覚えていないということだと思います。

確かに、雨の日とかに水でぬれたものを入れる、これは、仕方ないことだと思います。しかし、パッカー車の上に積みなくなった場合とか、私が目撃した、後続車が来ていて、すぐに進まなきゃいけない、こういった状況自体は、これは、収集方法に問題があると思っています。

しかも、こちら、資料請求により担当課から提出いただいた業者との普通ごみ・資源ごみ収集運搬業務の業務委託契約書には、次のように記載されています。まず、作業実施基準第6条、乙、これは業者です。甲、これは岬町を示します、乙は甲が第8条の定めにより承認した委託業務実施計画に従って、委託地域内の可燃ごみを、毎週定期的に2回収集しなければならない。また、段ボール、古紙類、古着については適正に分別収集し、資源化に努めなければならない。先ほどの新聞・雑誌・段ボールなどをパッカー車の荷台に積まずに、可燃ごみと一緒にパッカー車の中に投入している行為は、この作業実施基準を満たしていないと思います。

また、次のようにも記載しています。報告第9条、乙は委託業務を実施した月ごとに段ボール、古紙類、古着類、ペットボトル、プラごみなどについて、その分別実績を速やかに甲に報告しなければならない。段ボール、古紙類、古着類は可燃ごみと一緒にパッカー車の荷台に積んで収集しているため、個別に収集量は報告されていないと担当課から聞いています。これについても、報告義務を果たしていないということになると考えます。

先ほどの答弁にて、資源ごみを試験的にパッカー車とは別に専用収集車両での収集を予定しているとのことですが、正直、検討を始めるのが少し遅過ぎるのではないかと考えます。

この業務委託契約には、年間1億円を超える多額の税金が使われています。契約どおりの業務が、確実に、今後遂行されるように、早急に改善を図るように、強くこちらにも要望いたします。

それと、本件に関する資料請求を4月30日に行っておりますが、1か月以上たった現在においても、全ての資料が出そろっていません。具体的には、美化センターに収集された新聞・雑

誌・段ボールなどについての引取り、売却に関する契約書の写し、そして売却の領収書の写し、及び売却単価が分かる明細等の書類、これの令和元年度から令和5年度まで、こちらについて、早急に資料の提出をお願いいたします。

次に、一般廃棄物処理における地球温暖化対策の取組状況について、お伺いいたします。

岬町においては、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作業の保全及び強化を目的として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成31年3月に策定しています。そして、この計画によると、公共施設の中で最もCO₂排出量が多いのは、美化センターのごみ処理場です。

そこで、お伺いいたします。現在の美化センターのCO₂排出量は、どうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　谷地議員のご質問にお答えします。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基準年度である平成25年度のごみ処理施設の二酸化炭素、CO₂の排出量は、873.9トンで、令和4年度の排出量は492.9トンとなっております。減少しているように思われますが、CO₂の排出量の算定には、各種エネルギー使用量に環境省が示すCO₂排出係数を乗じて算出しております。CO₂排出係数とは、電力会社が電力をつくり出す際に使用する燃料から排出されるCO₂の排出量を電力販売量で割った数値となります。また、近年では、再生可能エネルギーや施設の更新なども加味され、年々、CO₂排出係数が下がっている状況です。そのため、電力使用量が減少していなくても、二酸化炭素、CO₂の排出量が減少することになります。

ごみ処理施設の電気使用量は、設備更新等を行っていないことから、平成25年度と比べ、ほぼ横ばい状況です。

○竹原伸晃議長　谷地泰平君。

○谷地泰平議員　先ほどの答弁によりますと、基準年度である平成25年度のごみ処理施設のCO₂排出量が873.9トンで、令和4年度が492.9トンと大幅に減っているが、これはCO₂排出係数が下がっている影響であり、実際の電気使用量はほぼ横ばい状況との回答でした。

また、CO₂排出量は、各種エネルギー使用量に環境省が示すCO₂排出係数を乗じて算出しているとのことですが、環境省が示すCO₂排出係数には、排出活動によって、様々設けられています。

ごみ処理に関する部分としては、例えば、焼却する廃棄物の種類ごとにCO₂排出係数が設定されており、焼却量にCO₂排出係数を乗じてCO₂排出量を算出する方法もあります。

より正確にCO₂の排出量を把握するためにも、各種エネルギー使用量以外からも算出する方法を考慮すべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、電力の使用以外にもCO₂は排出されております。今年度改定予定の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、電力の使用以外にも、燃料の使用やごみの焼却に伴うCO₂排出量も算出する予定です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの回答によりますと、今年度、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定予定であり、その中で電気使用量以外にも、燃料の使用量やごみの焼却に伴うCO₂排出量の算出を行うとの回答でした。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、CO₂排出量を2030年度、令和12年度までに平成25年度比で40%以上削減することを目標としています。しかし、その元となるCO₂排出量の算出がきちんとしていなければ、本来の目的である地球温暖化対策にはなりません。ぜひともしっかりと地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に改定していただき、CO₂排出量の削減に取り組んでいただくよう要望いたします。

私は、これまで何度もごみ排出量の削減、リサイクル促進に取り組むように訴えてきました。そして、併せてこの取組は、地球温暖化対策にもつながると訴えてきました。

ごみ処理におけるCO₂排出量を減らすだけでなく、その活動が地球環境問題に目を向けるきっかけとなり、住民一人一人の意識と行動を変えられることができると考えています。そして、より多くの人たちの意識と行動を変えられることこそが、唯一の問題解決の方法だと考えます。

冒頭でも述べましたとおり、2030年は気候危機の分岐点と言われています。資料9をご覧ください。皆さん、CLIMATE CLOCK、これは気候時計と言われるものですが、こちらはご存じでしょうか。2020年にニューヨークに最初に設置され、それ以外にもドイツのベルリン、韓国のソウル、イタリアのローマ、スコットランドのグラスゴーに設置されています。日本でも高校生から大学生4人によるグループが、クラウドファンディングより約1,300万円もの資金を集めて、2022年に渋谷に設置し、当時話題となりました。この気候時計が示しているのは、気候変動の変化が後戻りできなくなってしまうポイントと言われる1.5度の気温上昇を防ぐために残された時間、つまり地球温暖化が進み、地球が限界を迎えてしまうまでのタイムリミットです。こちらの資料では、あと5年と50日、これは6月2日に確認した時点のもの

のです。今朝、改めて確認をしてきました。今朝の時点では、5年と46日となっていました。たったの5年と46日しかないんです。

そこでお伺いいたします。気候危機に対して、岬町は、どのように考えているのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

国連の気候変動に関する政府間パネルは、2021年の第6次評価報告書で、2030年前後に、産業革命前から比べて1.5度地球の気温が上昇することを公表しました。平均気温が1.5度上昇すると、異常気象の増加や海面の上昇など、自然に大きな影響を与えるばかりか、人間のみならず、多くの生態系も壊しかねません。そのため、世界中で気候変動に対する対策や温室効果ガスの排出を43%削減することが求められております。

本町におきましても、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や本年度改定予定の一般廃棄物処理基本計画の具体的な施策や住民一人ひとりが積極的に取り組んでいただけるような施策を実施し、目標の達成ができるよう努めてまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁によりますと、地球温暖化対策実行計画であつたりとか、一般廃棄物処理基本計画が改定される。こういった計画、これを計画どおりに進めていき、目標達成に向けて施策に取り組んでいくといった回答でしたが、これは当たり前のことなんです。計画が計画倒れになっては駄目なんです。それに、気候危機といった大きな問題に立ち向かうには、それ相応の覚悟が必要だと考えます。

資料10をご覧ください。

こちらは、先ほどから何度かご紹介したリサイクル率2位の徳島県上勝町が行っているゼロ・ウェイスト宣言です。かなり有名な町なので、皆さんもご存じだとは思いますが。上勝町は2003年に日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言を出し、町を挙げてごみの減量、リサイクル促進に取り組み、現在ではゼロ・ウェイストタウンとして、国内外からも注目されています。また、2020年に最初のゼロ・ウェイスト宣言の目標年を迎え、再度、2030年までの重点目標を掲げ、ゼロ・ウェイスト宣言を行いました。

ほかにも、福岡県大木町、熊本県水俣町、奈良県斑鳩町、福岡県みやま市と合わせて5つの自治体が、こういったゼロ・ウェイスト宣言を行っています。

そこで提案です。岬町でもこういった気候危機と真剣に向き合う覚悟、これを示す意味でも、

ゼロ・ウェイスト宣言を行ってはどうでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員のご質問にお答えします。

ゼロ・ウェイストとは、ごみの焼却や埋立てをゼロにしよう、そのためには、無駄や浪費をなくし、ごみをゼロにすることを目標に、ごみを出さない仕組みを作っていこうという考え方のことです。ごみを出さないようにするには、3Rのリデュース、発生抑制。リユース、再利用。リサイクル、再生の3つの方法が効果的だと考えます。

本町では、岬町プラスチックごみゼロ宣言を行い、プラスチックごみ削減に取り組んでいるところですが、プラスチックごみだけにとらわれず、全ての種類のごみについて、より一層の3Rの深化に努めなければならないと認識しております。

今回、議員、ご提案のゼロ・ウェイスト宣言につきましては、全ての種類のごみを減らさなければならないことから、宣言だけにはとらわれず、様々な施策を調査・研究してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、宣言だけにとらわれず、という言葉がありましたが、岬町プラスチックごみゼロ宣言、岬町ゼロカーボンシティ宣言を岬町では出しておりますが、宣言するということを、町としてどう考えるかということが、非常に大事だと考えます。宣言だけではないです。覚悟がなければ、どんなことをしても、うまくいかないと思います。

先ほども言いましたが、気候危機といった大きな問題に立ち向かうには、町としての強い覚悟は絶対的に必要です。岬町住民が愛する山や海といった豊かな自然を守り、異常気象などによる大災害の発生を抑制し、住民の生活、命を守り、子どもたちに、このすばらしい岬町、日本、地球を残し、未来につなげていくためには、気候危機を絶対に回避しなければなりません。どこかの国がやってくれる、どこかの町がやってくれる、誰かがやってくれる、そういった考えでは駄目なんです。一人一人が本気で考え、向き合わなければならない問題なんです。

最後に、町長にお伺いいたします。この気候危機という世界的な大きな問題に対して、岬町という一つの町として本気で向き合い、解決に向けて取り組む覚悟はありますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 町長、田代堯君。

○田代町長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

谷地議員のほうから環境の問題、また、ごみの減量化、さらにはプラスチック、そういった

様々なご指摘をいただいたところですが、まさしく、そのとおりであろうと思っております。

一概に各自治体とは事情も、また地形、環境も違っております。都会で出るごみ、また、こういった岬町のような田舎であって、または、都会に近い、そういった町では、なかなか、現実と理想とはかみ合わない部分があると思います。一例を申し上げますと、やはり、こういう自然豊かな環境のまちであります。山から出るごみ、また、田畑から出るごみ、また、海洋から出るごみ、そういったものがあって、そういったものが焼却所へ持ち運ばれてくる。それをどこまで整理していくかということが、これからの課題であります。例えば、剪定したごみを、もう取らないよというわけにもいかないだろうし、また、問題になっております空き家を解体した、その地主さん家主さんが焼却場へ細かに切って持ってこられる。それを受け入れることを拒むとしたら、恐らく、問題が出てくる。いろいろ条件が違うということをご理解をさせていただきたい。しかし、この地球温暖化に対するCO₂削減、これは、もう議員おっしゃるとおり、絶対やっていかなければならないと思っています。その中で今、岬町が僅かながらでも、CO₂ゼロ宣言を、掲げております。そんな中で、まず、公用車の電氣化、また、自然を生かした太陽光発電、そういったなるべくCO₂を出さないものに切り替えていっているのは、事実であります。

しかし、岬町の焼却炉は、ご承知のとおり、老朽化で、もう、既に解体してもおかしくない状況の施設であります。一時、泉南市さんの焼却炉と統合のことも検討した時期もありました。しかし、やはり、その負担を考えると、今、岬町が事業費として計画している予算とは、遥かに差があるということで、断念したことはあるんですが、やはり、今の施設を延命化しながら、何とか住民から出てくるごみ処理を、やっていきたいということで、進めております。

そんなことから、審議会等の開催も長きにわたってやってないということのご指摘も受けました。しかし、今、審議会の方にご相談する前に、ごみの焼却炉をしっかりと整備して、それから検討していただくことも重要かと、私は思っております。今の時点で審議会の方にごみの減量化、また、ごみのそういったことについて、ご審議いただくには、あまりにも老朽化し過ぎて、なかなか、適切な数字が出てこないだろうと思っております。

そういった中で、私が町長として思いますのは、やはり、住民が生活をしていく上で、ごみ・し尿については、町の税金で賄っていく、この原則を、私は守っております。つまり、ごみ袋の有料化、無料化の問題も議論をしたこともあります。私は、これは、有料化することによって、私個人ですよ、有料化することによって、ごみの排出量は減ってくるという考えはあります。しかし、税で賄うべきであるごみ処理を有料化することは、住民に対して大変な、言わば不利益を与えるということがあって、現在、ごみ袋の無料化に努めております。

片方では、ごみの減量をしながら、片方では、ごみ袋を無償化しているために、たくさんのごみが出てくる。これは、もう、やむを得ないのではないかなと、いかに焼却炉を改善して、CO₂を出さない施設に切り替えていく、それが一番大事だろうと、このように思っております。

今、国のほうでは、50トン以下については、補助金は全く出ません。50トン以上であれば、財源に対する補助金等は考えられると思いますけれども、現在の岬町は50トン炉でございますので、補助金も得られないということから、延命処置をしながら毎年やっております。

ですから、最後になりますけれども、ごみの減量化、または分別化、いろんな問題のご指摘は、議員ご指摘のとおりであります。一つ一つ、指摘された問題については、今後しっかりと調査、または研究しながら、CO₂削減に努力してまいりたいと、このように思います。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

次に、松尾議員ですが、昼まで行かせていただいて、切りのいいところで休憩をさせていただこうと思いますので、松尾議員のほうから切りのいいところを言っていただければと思います。

ユーチューブが止まっているようなので、それでは、もう、暫時休憩を宣告させていただきます。

松尾議員の質問はお昼からさせていただこうと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 再開は13時から、よろしくお願いいたします。

(午前11時43分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

一般質問を続けます。

次に、松尾匡君。

○松尾 匡議員 松尾匡でございます。それでは、一般質問を始めます。

まずは、広報・プロモーションに住民参画の仕組みをつくって、行政だけでなく、住民と一緒にまちづくりをしていく、いわゆる協働、協働によるまちづくりの改革をという趣旨の下で、お伺いをしたいと思います。

岬町は、町内外へ町の良さをPRするためにつくられた、「岬暮らし〜きっと岬町が好きになる!住みたくなる」という動画の番組があります。資料1をご覧ください。

その動画を示しているものなんですけれども、現在までにアップされている動画と、その動画

の視聴数、見られた数、そしてその動画をユーチューブに公開された時期が分かるものになっております。現在までに、数えると合計15本あるのかなと見受けられるんですが、また、さらに、今年度である令和6年度でも、このような動画を、また、新たに制作されるということを伺っておりますが、その制作費用というのが、一般会計予算に、もう、既に計上されていることと思います。合計で726万円が計上されておりますけれども、この新たな動画制作に係る費用の内訳をお答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員の質問にお答えします。

岬暮らしにつきましては、年間6本制作しております。放送エリアは、大阪市以北の市町198万世帯となります。

番組制作費は、1回当たり30万円となり、年間で180万円となり、また毎月放送しております番組放送料が月当たり40万円となり、12か月の合計で480万円となり、合わせて消費税込で726万円となります。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 1回当たりの動画制作に30万円、そして、プラスすることのJCOM内で放送される料金として、月額で40万円かかっていると現状が話されました。

ということは、単純計算でいうと、今まで、15本制作されているので、30万円掛ける15動画かなと考えますと、既に、今まで450万円、制作費でかかっているという認識だと思います。町財政が今、本当に逼迫しているんじゃないかという思いの中で、これは、決して安くない金額だと思うのです。

それでは、資料1をもう一度ご覧いただきたいと思うのですが、1日10回ペース、1か月で300回を目安に、それを上回る視聴数を青色で、モニターでしか色が分からないのですが、青色で示しております、それ以下のものは赤色で表示させてもらっております。青色はどれかというと、左上から一番目の#15と、その2つ下の3番目の#14のみになるのかと思います。あとは、全部赤い色ですね。その2つ以外は、軒並み伸び悩んでいるかという印象で、今は、ちょっと残念な結果になっているかと思います。#4に至っては、1年前に公開ですけれども、99回しかまだ閲覧されていないという結果でございます。

大きな費用をかけて、実際に移住・定住につながったという方の数は何人いらっしゃるでしょうか。そもそも、費用対効果について、しっかりと検証できているのかどうか、また、できているとしたら、その詳細をお答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

先ほども言いましたように、移住・定住促進PR番組の放送については、大阪市以北の市町を対象として198万世帯を対象エリアとして、放送しております。

効果検証につきましては、事業を継続する上で大変重要であることから、昨年の6月から7月にかけて、番組内でアンケート調査を実施しており、1,076人の方からアンケートの回答をいただいております。番組の感想、ご意見として、20代の女性からは「実際に岬町まで行ってみました。また行きたいです。」や20代男性からは「岬町に住んでみたいと思っていたので参考になりました。」また30代男性からは「引退したら住む場所の候補にでもなればよいな」といながら見ていました。」などの、大変好意的なご意見も、たくさんいただいております。

また、移住・定住への直接的な効果検証については、非常に難しいと考えておりますが、令和5年度の転入者の実績を調べたところ、69世帯90人が大阪市以北からの転入者であることが分かりました。しかしながら、番組効果が直接の要因であるのか検証がなされていないことから、従来から実施しております転入者向けのアンケート調査の問8欄に、転入先に岬町を選んだ理由を聞く設問がありますので、この欄に本年4月より、「JCOMチャンネル岬暮らしを見て」を追加しております。本年5月末時点で7件の回答がありましたが、岬暮らしを見て転入されたとの回答は、ありませんでした。

直接的に移住・定住には結びついておりませんが、知名度の向上として、番組を通じて移住先、地域の魅力についての知識が広がった可能性もある点やイメージの向上、観光など、交流人口として地域活性化などの効果をもたらしていると考えております。移住・定住者の増加には時間がかかるものと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 見られた方の意見だったりとかが披露されたところでありますけれども、私が今回臨んでいる意図としては、やはり今、岬町の財政が本当に危機的な状況だと、私は認識しております。そんな状況下で、これからは、今までやってきた事業というのに対して、今後ちゃんとした検証が不可欠になってくると思うのです。最低限していかなければいけないと私は考えております。

先の5月8日に開かれました臨時議会の討論でも言わせていただきましたけれども、これからやろうとする事業の費用対効果の見える化というのを、これからはやっていただきたい。事業を執行するに値する数値的根拠が、これから必要になってくると思うんです。それは、何かという

と、定量化です。定量化のデータが必要と私は思っていますので、できるだけ、今後示していただきたい。定性化は、今までやられてきたと思うのですが、定量化をぜひお示しいただきたいと思います。

やはり、これも財政が逼迫、本当に危機的な状況だと私は思っているからです。そして何より、財政の源、これは、我々の税金です。住民さんは、しっかりと見えています。ちゃんと適正に我々の税金が使われているのかどうか、今、非常に注目されていると思います。我々議員は、住民の立場に立って、自分事として、今、置かれている町の状況を勘案して、その税金の使い方が、本当に正しいのか、優先順位は適正かなどを判断する重要な責任ある任務があるわけです。私たち議員は、これが、ど真ん中の仕事であります。まっとうに仕事をするために、必要となるのは根拠です。その根拠となるのは、やはり、定量的なデータです。費用対効果の検証も同様です。通常は相手に理解を求めるために提示するのは、当たり前と思っていますので、今後は、1円たりとて不透明なものや、効果のないもの、無駄なものについて、見直すべきだと私は考えておりますので、その点、一層、行政側の皆さんには持っていただきたいと、このように思っております。

さて、このJCOM動画番組の制作とJCOM内での放送料についてですけれども、私からすると、費用をかけた分の効果が出ているか、これは、分からないということですよね。そして視聴数を見る限り、私としては、効果は限定的じゃないかと思っております。この視聴数であれば、正直、素人の方が制作しても同じような数字、または、住民の方の中には、それ以上に稼ぐ方もいらっしゃると思います。

それでは、ほかの町、ここでは市とか村は除いて、岬町と同じ町ではどんなPR、プロモーションを行っておられるのか、また、その手法も知っていただきたいと思います。

資料2をご覧ください。

ほかの町のプロモーションムービーは、どんなものかというのを挙げております。モニターをご覧いただければカラーで映しておりますので、雰囲気がお分かりいただけるかなと思いますので、傍聴者の皆さんはお願いいたします。

まずは、上の2つをご覧いただきたいと思うのですが、左上は富山県立山町、右上は秋田県美郷町です。特に立山町の視聴数は、7日前に公開のものですけれども、既に7,000回も見られているということなんです。ここは立山・黒部アルペンルートの本当に有名な観光資源があるブランド町かもしれませんが、すごいものですよ。どちらも数字的には十分上がっているのかと思っておるんです。それより、今回、お伝えしたいことは、何か、それは、この動画の中身なのです。画像の右側にはQRコードを貼り付けておりますので、スマホで読み取っていただけれ

ば、直接スマホで動画を見ることができます。立山町も美郷町も、その気になれば、誰でもつくれるような難しくない内容となっているのです。大事なのは、大金、大きなお金を支払って、有名人とか芸人にレポートをお願いしたり、業者に丸投げして凝ったつくりにしなくても、ありのまま、そして、そのままの飾らない岬町を、そのまま、ありのまま動画に収めて伝えることでも十分だというふうなことを言いたいわけです。

さらに、資料2の下段にある北海道栗山町と鳥取県大山町を、ご覧いただきたいと思うのですが、画像を見ていただけたら分かるかもしれませんが、栗山町は、職員だけで工夫してつくられたものなのです。そして大山町は、住民が全面協力の下、1年かけて記録した動画になっております。数字も大山町はもう既に4.8万回も見られておりますし、栗山町も十分な数字だと思っています。

そんな動画ですが、議長、ここで、少しだけ傍聴者の皆さんに、その動画を見てもらえるように、少しだけ動画を再生したいなと思うんですが、皆さんにお諮りいただいてもよろしいですか。

○竹原伸晃議長 この件ですが、補助資料の中から、傍聴者さんがご自身のスマホで見ていただくということには、できませんでしょうか。

○松尾 匡議員 それもいいのですが、短時間なので、こちらで見てもらったほうが早いかなと思うのですが。

○竹原伸晃議長 実は、一般質問時における質問補助資料の取扱要綱というのを、この議会で定めておりまして、その中で、想定されているのは、紙ベースといいますか、A4サイズのデータ及び写真と位置づけられております。また、その音声を、今後、議事録に起こすときに、どのように取り扱ったらいいのか、まだ、決められていないことから、この場において、動画を再生することにつきましては、議会運営委員会のほうで1回練っていただいて、その取扱要綱の中にも8条でその他の事項において疑義が生じた場合は、議会運営委員会において協議するものとするところから、それを経てからしていただきたいと思いますので、今回は、紙の資料で進めていただければと思います。

○松尾 匡議員 そうしたら、議会運営委員会を開いていただきたいと思うのですが。要望です。

○竹原伸晃議長 現状、一般質問の途中でございますから、次回の議会運営委員会以降で、お願いいたします。

○松尾 匡議員 分かりました。今回は、そうしたら、非常に残念ですけども、私にとっては開かれた議会、そして、議会の改革、住民の皆様が、議会に関心を持っていただく良い機会だと思ったのですが、私の考えとずれがあって、残念ですが、今回は、やめておくようにいたします。

そうしたら、動画はなしで、これらをQRコードで見たいと思うんですが、この内容ですけれども、自分たちでできることを自分たちで考えて、そして、自分たちの手で一生懸命につくることなんですよね。これが、如実に表れていますし、好印象、好感が持てるものになっております。私は、自分たちの町は自分たちで考えてつくっていくべきという信念を持って、議員初当選から一貫して、主張をしてきております。もうそろそろ、自分たちでできることを、自分たちでやっていきましょうよということなのです。できないから、事業を誰かに丸投げをするのではなくて、ほかのところを見て、勉強して、まずは、自分たちでやってみるという精神が、今、一番必要で大事なことでないでしょうか。何も行政だけでやれと言っているのではなくて、それこそ、大山町のように、住民の方々に協力してもらって、一緒に制作していくというのは十分できるでしょう。住民の皆さんの中には、動画制作の得意な方もいらっしゃいます。私たち議会でも、今、事務局の池田係長が我々の一般質問の動画を編集していただいております。そして、我々議員の中でも、私や谷地議員など、今日のように、補助資料を準備して、皆さんに示して、説明する議員は、自分自身で、今日、撮影している動画の中に補助資料を差し込んで、動画編集をしております。少しでも、内容を理解してもらうため、そして、費用削減の努力をしているわけです。自分たちでつくる自信がないのであれば、大山町のように、もっと、住民の皆さんの力を借りる、借りられるような、まずは、仕組みづくりをしたらいいいし、つくるべきです。岬町は協働のまちづくりを掲げているんですよね。なら、なおさらだと私は思うのですが。住民の皆さんの中には、自分たちのまちに誇りを持って、自分事として岬町を活性化するまちづくり、参加したいと思われる住民の方は、少なくとも、私の周りにはたくさんいます。それこそ、その気になれば、住民と行政で成るプロモーションチームをつくって、目標を定めてやるべきことを進めていくことは、できると思いますが、大山町のようなプロモーション、そして、住民との協働をされるおつもりはないのでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾委員のご質問にお答えします。

現在、企画地方創生担当職員及びJCOM、また企画制作会社を交え、打合せをしまして、テーマを決め、取材をしております。また、アンケート調査の番組の感想やご意見なども参考に企画・立案しております。

住民参加のご提案ですが、協働のまちづくりを進める本町にとって、大変貴重なご意見であります。異なる意見とか、利害関係が絡み合い、意思設定が難しくなることがあります。

先ほども紹介いただきましたが、まずは、先行して実施している自治体を参考に、調査・研究

していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、利害関係のことをおっしゃったわけですがけれども、それを言われるなら、行政が取材して、メディアに紹介してきた商店、企業というの、ひょっとしたら、誰かのひいきちゃうんかと思われるところもあると思うのです。そこは、行政職員の皆さんが、公平・公正な立場として、異なる意見の中で、会議をまとめていくことが必要、これは、絶対に必要ですし、透明性を持って、会議の中で意思決定をされることで、何ら問題なく、進められると思います。現に、ほかの市町はやっているの。言われたように、調査研究をされて、住民との真の協働がちゃんとなされることを、要望しておきます。

さて次に、紙媒体での広報である岬だよりについて、お聞きしたいと思います。

まずは、岬だよりの制作にかかっている年間費用を、お知らせください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

岬だよりの作成につきましては、毎月各課からの掲載依頼を企画地方創生担当で受付をし、取りまとめを行い、デザインレイアウト事業者に委託しております。印刷につきましては、町内事業者をお願いしているところでございます。

作成に係る費用につきましては、デザインレイアウト費用として月25万9,000円、税込みとなります。年間では、310万8,000円となります。こちらはプロポーザル方式により事業者を選定しており、3か年の長期継続契約を締結しております。

作業内容につきましては、主にデザイン、レイアウト、イラスト、グラフ、表、画像の加工等の編集がメインとなり、原稿入力、校正、納品等の流れになります。

次に、印刷の費用については、ページ数やカラー、2色刷での単価が異なりますので、令和5年度の決算額では、349万1,332円となり、月平均約29万1,000円となります。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 デザイン、レイアウト代プラス印刷代、合わせて年間約651万円の計算になるかと思います。相当な金額が費やされているということが、今、分かりました。

これについても言えると思うのです。もっと、住民との協働により費用削減、そして、もっと良いものにできると私は考えているのです。ほかの市町も、住民との協働により、より住民に読まれて、親しまれるような町の広報紙を実現しております。

資料3をご覧ください。

これは、岬だよりなど、広報紙づくりの作業に住民が直接参加している事例として、市町村名と内容載せております。茨城県古河市では、広報市民編集委員というのを委嘱して、広報紙づくりの編集会議の出席から各種イベントへの参加、取材もしたり、原稿も作成したりと活動をされております。群馬県邑楽町では、街角特派員というのを委嘱し、広報紙掲載用のリポート企画から、そしてその取材、原稿作成や校正までされておるんです。また、千葉県八千代市では、女性版編集委員というのを委嘱して、市の広報紙に女性版をつくり、その編集などをされておるんです。

では、実際につくられたものを見ていただこうと思います。資料4をご覧ください。モニターのほうがカラーですので、雰囲気がお分かりいただけたと思いますので、併せてご覧ください。

左側は、茨城県古河市の広報古河の表紙です。表紙がプロモーション的なメッセージ性のある表紙になっていることが特徴です。これは住民目線で撮られた写真だからこそ、同じ住民もしくは移住を検討されている方々へ、手に取って見てみようと思わせるメッセージ性が、表紙に現れております。左側は、千葉県八千代市の広報やちよです。女性版編集委員の方々が独自の目線で様々な企画を考えて、取材して、そして、記事にされているのです。掲載しているのは昭和56年に掲載した暴走族と自動販売機から少年非行を考えるという企画で、女性版編集委員と市の担当課長が、一緒に夜の街に出て、少年たちの話を聞きに行ったというんです。そのときの当時の様子を、担当課長は、もう辞めて、いらっしゃらないそうですけれども、その担当課長に取材をした内容というのを記事にされているんです。すごく面白いですね。

このように、住民の方々と一緒に協働すれば、住民目線での新しい発想、新鮮な企画などが生まれてきやすいものなんです。また、毎回、新しいデザインの表紙が期待できたり、住民が関心のある記事や特集などを毎回考えて記事にさせていただくことで、それらを楽しみにする住民の方が増えることも期待できます。

つまり、それは、岬だよりを、今まで見たいとも、見ようと思わなかった住民にも、見てもらえる、読んでもらえる可能性が広がるということです。人は、自身に関係のないものには見ようとも触れようともしませんが、関心のあるもの、これがきっかけとなって、今まで見ようと思えなかった、行政として知らせたい情報も見てもらえるという可能性が、高くなるわけです。特に、若い世代が岬だよりを読まれている感覚というのが、私にはあまりないのです。見ていただきたい世代に情報が届くような工夫が必要です。他市町でなされているような、紹介した街角特派員、面白いですね、町民特派員、広報町民編集員などの制度を岬町でも導入して、そんな見ていただきたい世代の方々に向けて、委員となつていただき、そして、その世代に見てもらえる

ような自由な企画を考えていただけたら、広報が劇的に変わるように思います。

そんな街角特派員、そして、編集員に手を挙げてもらえる住民さんはいるのかと思われるかもしれませんが、意欲のある方は実際にいらっしゃるのです。私の知っている方は、例えば、こんな感じに変えれば、若い世代にも見てもらえるようになるのでは、若い世代にあまり読まれていない岬だよりについて、岬町に対する熱い思いの中、課題が何で、どうしたら読まれるようになるのかというのを、考えてくださっております。そして、つくってくださった表紙案があります。資料5をご覧ください。これがそうです。

「mitemisaki」というタイトルで、今の岬町を見てほしい、知ってほしいという意図を含んで、制作されております。左の表紙の写真は、淡輪ヨットハーバーにあるランド・ホーさんの店内から大阪に向けて撮られたもの、そして、右の表紙の写真は、みさき公園駅の多奈川線で停車した「めでたいでんしゃ」の車内で撮られたものです。町民でも、えっこんなところが岬町にあったっけと考えてもらえるきっかけになりますし、町外の方で移住を検討されている方にも、見た人を引きつける岬町の良さがにじみ出ておりますし、メッセージ性があり、心に響くんじゃないかなと思うのです。いかがでしょうか。

何も、岬だより全ページを住民に委ねるのではなくて、例えば、表紙だけとか、特集記事のページの企画を考えてつくってほしいとか、そんなふうなものを委員として委嘱して委ねることだけでも、広報紙は変わると思うのです。そして、住民が作成するパート、その部分が増えれば増えるほど、年間約651万円かかっていますよね、このかかっている作成の費用、制作費を抑えられる方向になりますし、その抑えられる費用の中で、委員の報酬としてお支払いできる仕組みづくりができれば、まさに協働ですよね。そして、仕事の創出にもなります。

これらは、私が披露した他市町で、もう既にされていることから、岬町でも、実施できないことはありません。特に、広報古河は、県広報コンクールの入賞をはじめ、全国広報コンクールでも総務大臣賞など、近年でも、常に入賞されているぐらい全国でも、評価されております。

広報紙づくりに住民参画ができるチームをつくり、表紙や企画の一部を委ねる仕組みづくりをする、こういったお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

住民参画による体制ですが、こちら、大変貴重なご意見であります、先ほども申し上げたとおり、特定の関心や視点に偏った情報が優先されたり、広報紙の内容に均衡を欠き、多様性や包括性が損なわれる可能性があることから、適切なガイドラインやプロセスを確立し、公正かつ

効果的な意思決定をする必要があります。

まずは、先ほども言いましたように、先行して実施している自治体を参考に調査・研究したいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 そうしたら、そういったガイドライン、プロセスを確立してください。そうしたらできるはずですよ。そういったガイドライン、プロセスを確立して、公平・公正な意思決定の仕組みをつくることは大事ですよ。一方で、それにとらわれ過ぎると、いい意見が会議で出なくなります。そして、つまらない、刺さらない、結果、見られない、読まれない広報紙となりがちです。

我々、議会広報広聴委員会でも、議会広報モニター制度をつくり、モニターの皆さんには毎回、私たちが自分たちでつくる議会だよりについての感想、そして、新しい企画など、様々な意見をご提案いただいております。いいご提案については、どんどん、どんどん反映させていただいております。そしてまたフィードバックをいただいております。

もう少し、住民の皆さんを信用されて、力を借りられたほうが、行政にとっても、住民の皆さんにとっても、また町にとっても、そして町外の方にとっても良いと思うんですが。調査・研究をされるということですけども、ここで、住民との真の協働が、ちゃんとなされることを要望いたします。

さて、最後に、SNSでの広報についても、お聞きします。

町の公式SNSとして、インスタグラムとかLINEがありますけれども、更新頻度や運営基準、誰がどのタイミングで公開しているのでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

公式SNSの運用は、情報の発信、住民とのコミュニケーション強化、地域の魅力発信など、様々な目的で運用しており、各担当課で必要事項をアップし、掲載方法については、その都度、都度改善を図って運用しているところでございます。

インスタグラムは、写真などを中心としたコンテンツが主流で、本町の風景、イベントの様子などを紹介し、観光客の誘致や地域活性化につなげることができ、情報の拡散効果を高めることができることから、本町採用の1年目から4年目の若手職員が中心となり、29名によるプロジェクトチームを立ち上げ、担当者が魅力発信に努めているところでございます。

取組の内容ですが、1日1回、投稿、ストーリーズ、または、リポスト投稿することと、多く

の関連投稿にいいねを押すことを基本としております。

登録者数は、6月6日現在2, 294人となっております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 頑張っておられるのは、私もよく知っております。

これについても、同じことが言えるんです。もっと、住民の皆さんの力を借りて、協働したらいいのになと思うところであります。

他市町では、どんな取組をしているのか、資料6をご覧ください。

これは、沖縄県うるま市で実施されている市役所を中心とした地域の活性化を図る団体の取組で、団体が地元のインフルエンサーとコラボして、地域の魅力発信やイベント情報、地域商店の情報発信などを積極的に行っている事例です。インフルエンサーとは、SNSでのフォロワーが多い人への呼称として使われております。プラットフォームとなるホームページというのは、その団体が担当して、イベントや地域の情報、商店等の情報などを整備して発信しておりますが、なかなか検索されなかったり、そして、見てもらえないという課題はあるのです。そんな中で、地元のインフルエンサーと協働することにより、そういった情報を動的に拡散してもらい、結果、広く情報の周知につながったというものです。

この取組の結果、地域商店の売上げが、何と前年比で約16%も増加したんだという良い結果が出ているそうです。これは、民間と民間の協働ですけれども、行政との協働にも置き換えることができますよね。ホームページというのは、これは、あくまで静的なものなのです。ホームページに情報を公開するだけでは、情報はほとんど見られることはありません。本当に情報を広めたいものについては、マルチメディア、そしてクロスメディアにて複数メディアと連携させて情報を拡散いく必要がありますし、拡散についても、拡散する能力が問われます。そこを、拡散に長けている方と協働することにより、目的と目標を達成することに成功したという良い事例です。

ここでは、さらに地元のインフルエンサーであることも重要なところです。なぜなら、地元愛があるからです。あるからこそ、我が事を自分事として物事を考えて能動的に動かれるからです。デザインやクリエイティブな仕事に私は携わっている経験上、そういった地元愛があり、自分たちでやっていこうという方々で進められるほうが、新しくて面白いものが生まれやすい傾向にあります。

だから、今回、私はそういった意味も含めて、住民の方々ともっともっと協働すべきだと伝えているわけです。

また一方で、別の形で住民の皆さんとの協働により好循環を生んでいる自治体があります。資

料7をご覧ください。

これは非常に有名なんですけど、これは千葉県流山市の「ながれやま S t y l e」という、流山市が運営する移住・定住を考える方向けのホームページなんですけれども、この流山市、子育て世代の移住・定住が本当に進んでいるということで、メディアにもしばしば取り上げられている全国でも有名な自治体です。市外の方だけでなく、ながれやま S t y l e マガジンの発信などで市民への情報提供もしている、市のブランドも高めているホームページなんです。流山市は、このホームページをはじめ、様々なメディア、媒体を使い、連携して絶えず情報発信しており、市のブランド向上に寄与されております。ここで特筆すべきこと、伝えたいことというのが、これらメディアを活用して取材や記事等を行い、情報発信されているのは誰だと思われますでしょうか。それは、シティプロモーションを担当する専任の職員というのを配置するんですけれども、任期付で民間から公募して、その方々で運営されているということなんです。専任です。随分前にも、我々岬町議会でも流山市へ研修にお伺いしまして、そのときもこの説明を受けて、いかにシティプロモーションに力を入れられているか、またそれが重要で、また、こちらでは成功されていて、30代から40代を中心に、それこそターゲット層を中心に人口増加が続いていると、すばらしいものになっているということを受けて、私は岬町でもこの取組をすべきだと当時から考えております。

流山市のシティプロモーションは、しっかりと、ターゲットを設定しております。先ほど言った子育て世代です。全国の子育て世帯への様々な情報発信や活動により、シビックプライド、地元愛を育むような市民の誇りを醸成している、そんな取組になっているのです。これも、住民目線です。住民目線に立って設定したターゲットのマーケティングをしっかりとされて、心に刺さり、喜ばれるようなあらゆることを実施されているということで、その感覚をお持ちである民間の方との、これも、協働です。協働でのまちづくりと言えるでしょう。

このように、様々な形でほかの自治体、市町村では、住民の力を借りて、協働にてシティプロモーションを実施され、情報の活性化により目標を達成されております。行政目線と住民目線は違うものです。お互いに伝えたい内容と知りたい内容が違うものです。その違いをまずは理解いただかないと、お互いがマッチングすることがないので、ターゲットの住民もしくは移住検討者に情報が満足に届くことはありません。

岬町でも、このような他市町村の取組を見習い、住民の皆さんとの真の協働を実現することで町は活性すると考えますが、最後にもう一度お聞きします。そのような考えがないか、お答えください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

住民参画による体制ですが、こちら先ほどから言われておりますことと重なりますが、大変大事なことでと考えております。

住民からの投稿やコメントが自治体の公式情報と矛盾する場合があります。情報が混乱する可能性もありますことから、また、住民が個人情報やプライバシーに関する投稿などを公開することで、プライバシーの侵害が発生する可能性があります。住民参加には、先ほどと同じように、適切なガイドラインや管理体制を整備する必要があることから、まずは現在の体制を強化して、継続して取り組んでいきます。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 もう、同じことは言いません。とにかく、検討いただけたらと思います。

続きまして、町内で増え続ける空き家の対策とその再生や活用に住民が参画できる仕組みをつくって、またこれも、協働による空き家対策の改革をということを、通告させていただいておりますが、この空き家問題、私は議員初当選から4年間、もう毎回のように、この空き家問題というのを取り上げさせていただいて、様々な政策的提案をさせていただいております。その中には、空き家の実態調査や空き家バンク制度の制度改正、お試し移住・居住など、反映いただいたことは評価をしているのですが、ただ、空き家問題について、なかなか解消できていないよねと、住民さんも、よく言われておりますし、お聞きします。利活用も目に見えて進んでいるとは言い難いというのが、現状だと思います。

そんな中、まずは空き家対策の実績をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 まず、空き家対策の実績につきまして、その中で空き家バンクの実績というところで、ご報告させていただきます。

まず、空き家バンクの実績につきましては、平成26年度に制度創設以降、岬町のホームページや広報紙での周知を行っており、制度創設当初は登録、契約成立ともに年間二、三件程度の件数で推移しておりました。その後、これまでに空き家バンクのさらなる周知及び登録件数アップのため、空き家バンクのホームページを見やすくリニューアルを行ったり、またオンラインでの問合せの窓口の設置や公式LINEでの配信、納税通知へのチラシ同封などの取組を行うことにより、令和4年度では、登録件数10件、契約成立14件。令和5年度は、登録件数6件、契約成立4件との件数となっております。また、今年度については、現時点においては、新規登

録はまだないものの、登録物件のうち2件については契約成立に至っております。

インターネットや公式LINEによる情報配信などにより、一定の効果が見られている状況となっております。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 私からは、空き家バンク以外の取組について紹介させていただきます。

まず、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部との連携協定により開催しております不動産困り事無料相談会の開催では、令和5年度実績では、開催数が4回で11人の利用がありました。

また、空き家再生事業として、補助金の交付では3人の方が活用されております。

次に、民間事業者が地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的に、空き家等の改修等を行う事業に対して、空き家対策総合支援事業補助金の交付事業を創設しておりますが、利用者はありませんでした。

次に、危険な空き家解体除却補助金の交付につきましては、15人に活用いただいております。

ほかにも、空き家バンク制度の運用など、関係法令等に基づく指導、様々な取組も併せて実施しており、これらにつきましても、引き続き関係各課と連携し、取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 資料を9をご覧くださいなのですが、先ほど佐々木理事がお答えいただいた空き家バンクの、今の状況を映しております。

なかなか登録がないという状況で、1件しか家屋はないという状況です。時間がないので飛ばしていきたいと思うんですけども、大事なところだけ、これから言おうと思います。

ここでも、住民さんの力を借りて、空き家問題の解決に協働してはどうかという趣旨なのです。今回の趣旨ですけれども、実は6年前にも同じようなことを私は提案しております。それは何か。長崎県西海市というところですけども、そこは、もう6年以上前から移住相談員という専門の職員さんを配置してやっているところなんです。それは何かと言いますと、町外の移住検討者からの問合せに、岬町の地域を案内したり、地域住民を紹介したりとか、空き家の情報をお伝えしたり、実際に空き家の持ち主とマッチングもしたりとか、懇切丁寧に移住が完了するまでお手伝いをする職員を配置をしているんです。だから、それを岬町でもやったらどうかというのを6年前にも提案しているのです。

これは今、全国の自治体で、すごく増えております。専任でやっておられる方が増えております。これをやったらどうかなと思うのですが、同じような制度で、さらに、空き家の改修工事なども協働している自治体があるのです。それが、資料12というのをご覧ください。

これは、岡山県瀬戸内市というところですが、I J Uコンシェルジュといって、移住希望者に対して、先ほどの長崎県西海市の移住相談員のように、移住を支援する住民団体に市が委嘱をしている制度があるのです。また、そのI J Uコンシェルジュの支援を受けて、瀬戸内市の空き家バンクに登録の空き家を購入または借り受けた移住者が、その空き家の改修工事に係る費用の一部を補助する制度を、創設しております。その制度の詳細は、次の資料13をご覧くださいと思いますが、そのI J Uコンシェルジュは、市内の各地域に3団体へ委嘱していて、移住者の支援を随時担われているのです。

ここで提案したいのは、岬町でも、瀬戸内市のようなI J Uコンシェルジュの役割を担っていただけるような町内既存の団体、これは、例えば、地域をよく知る地域福祉の皆さんだったりとか、各自治会組織でもいいと思うのです。もしくは、新たに創設されてもいいと思うのですが、岬町でも、こんなI J Uコンシェルジュを委嘱して協働を進めてはいかがかなということを、お伺いしたいのですが、そうすると、また、それに空き家の改修工事の補助制度と併せて、そのコンシェルジュが空き家のリノベーションなど、再生についての相談や支援も担っていただけるようになれば、地域で空き家の利活用と良好なコミュニティの醸成が進み、すばらしいまちづくりになると考えますけれども、そのようなことを検討してみてもいいでしょうか、お伺いしたいなと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

住民参加や協働による取組は効果的な解決策の一つであると考えております。

地域の住民や地域団体が協力して、空き家の管理や活用に関するイニシアチブを取ることで、地域全体の景観や安全性の向上、そして、住環境の改善が期待できます。

また、岬町空き家等対策計画の基本方針でもある空き家等の活用の促進では、リノベーションまちづくりにより、活用されていない空き家など、公共資産を活用し、地域おこし協力隊や関係機関、民間事業者と連携したリノベーション事業を実施し、町全体の魅力を向上させ、地域活性化を図ることとしております。

また、借主の意向を反映して住宅の改善を行うことのできるD I Y型賃貸借の普及啓発に努めることで、空き家等の多様な賃貸流通を推進することとしております。

しかしながら、議員ご提案のスキームは、物件所有者の理解や協力、また、行政の役割や支援の問題など、複数の条件をクリアする必要があることから、先行的に取り組んでいます自治体を参考に調査・研究したいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 今回、この質問に対して、最後にもう一つ、これはできるんじゃないかというのを提案したいと思います。

これは、私が、一般会計予算審議の反対討論でも述べたことのイメージなのですが、その趣旨というのは、先に述べた北海道栗山町とか鳥取県大山町のように、住民の皆さんと真の協働で、自分たちでプロモーションをしていこう、自分たちで工夫してつくっていこうという趣旨の下で提案したいと思います。

私の考えていることをやっている自治体があったので、それを見ていただきたいと思うのですが、そのうちの 하나가、資料14と15をご覧くださいと思います。

これは、栃木県那須烏山市が実施している空き家バンクVR360度内覧動画というものです。左下をご覧くださいなのですが、6月前に公開ですが、視聴数が既に2,879回も視聴されております。右下のQRコードで実際に動画をご覧くださいませけれども、ただ、その物件にカメラを回して、間取りの図面を示しながら、各部屋の様子を撮っているだけの動画なのです。何が言いたいかというと、移住検討者は、まず住むところ、物件を探すわけです。そして、物件の中身や状態が知りたいわけなのです。そこで、移住後のイメージというのができるはずです。だから、ここまで視聴数が伸びていると私は分析をしております。

そんな動画ができたとしたら、それを役場のホームページに埋め込むことが大事です。それを実現しているのが、富岡製糸場で有名な群馬県富岡市です。資料16をご覧ください。

このように、動画を埋め込み、その上下に物件の詳細情報を載せると、より成約率が上がると思います。

最後の資料17をご覧ください。これは、岬町の空き家バンクのページですけれども、ここですと、左の画像、家の画像がありますよね。これを内覧動画の埋め込みに変えるだけで情報量が格段に増えるため、移住検討者は検討しやすく、成約率を上げることができます。これはできるでしょう。ただただ、物件の中に入って、カメラを回して、そして、提示するだけです。何も専門業者でなくても、これだと、誰でもつくれる動画です。財政が危機的な状況に陥っているのであれば、昨日も道工議員がおっしゃっていたように、自分たちでできることを工夫して、努力をしましょうよということなのです。これは、よそで、もう既にやっていることです。今、1件しか登録はありませんけれども、その1件、家主と相談して、できるだけ成約率を上げる取組、こういった取組をするおつもりがないか、お答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず今、1件、住宅の登録をされているというところにつきましては、先ほども説明させていただいたのですが、今年度に入り、契約成立に至っているものもあります。今現在のところ、その住宅につきましては、契約成立となっております。

それと、本町としまして、空き家バンクの利用を通じた空き家の流通促進は重要な課題と捉えており、ホームページのリニューアルなどをするとともに、インターネットや公式LINEを利用した取組を進め、また、毎年、実際に建物などを所有されている方々に送付されている納税通知においても、空き家バンク制度を改めて周知するため、チラシを同封するなどの取組も行っております。

松尾議員ご提案のユーチューブによる動画配信などについては、物件登録状況によるとともに、現撮影状況による個人情報の問題や防犯面に対する配慮などについても、考慮する必要がある場合も考えられますので、それらを含め、他市町村の状況なども参考に検討してまいりたいと思っております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 今日、私の提案に対して、初めて検討するという回答をいただいたような気がするのです。今まで、寺田政策推進監は、調査・研究をするということで終わっておられますけれども、検討してくれるのかと、少し思っております。

なぜ、こんなこと言うか、やはり、財政です。あの一般会計予算を見ると、私は、本当にもう気が気でならない。先が見えない。だからこそ、突き詰められるところは、自分たちで考えてやっていこうよという趣旨なのです。私が今日述べさせてもらった提案全て、全部自分たちで考えてやっているところ、そして実行されているところなのです。岬町ができないはずがないんです。その気になれば。やはり、我が事、自分事、財政もそうです。我々の税金です。我々のお金だと思って、1円たりとも大切にしていきたい。だからこそ、我が事でやっていただきたい。コンサル業者にお願いするのも、ちょっとストップして、我々できることを進めていただきたい。それを強く申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾匡君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 14時10分まで、10分間休憩させていただきます。よろしく願いいたします。

す。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○竹原伸晃議長 次に、日程第2、議案第52号、専決処分の承認について（令和5年度岬町一般会計補正予算（第11次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第52号、専決処分の承認について（令和5年度岬町一般会計補正予算（第11次））をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和5年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金等の特定財源の確定に伴う財源更生並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更などに係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をしたものでございます。

まず補正予算の内容を説明させていただく前に、令和5年度一般会計の決算見込みなどにつきまして、ご説明させていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました今年1月から3月期の国内総生産GDPの速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で2.0%の減少となり、2四半期ぶりのマイナス成長となりました。自動車大手の認証不正による生産停止の影響で、企業の設備投資がマイナス成長となり、GDPの半分以上を占める個人消費も4四半期連続のマイナス成長となっております。一方、4月から6月期は、定額減税の影響などでプラス成長が見込まれるものの、歴史的な円安、長引く物価高で消費者の節約志向は強まっており、さらに、政府の電気・ガス負担軽減策が5月使用分で終了し、6月から補助がなくなることから、定額減税の効果が打ち消されかねない懸念があると言われております。

このような状況は、地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後とも、こうした動きを注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けると、歳入につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のために交付された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を町の独自支援策に余すことなく活用するとともに、過疎対策事業債を有効に活用することで財源の確保を図りました。一方で歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加、公債が高止まりしているなどの状況によりまして、厳しい財政運営となりましたが、行財政改革の取組などにより、実質収支につきましては、引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は、依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、今後とも、行財政改革を積極的に推進していくことが、急務となっております。なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に、改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

令和5年度一般会計補正予算（第11次）では、歳入予算について、国庫支出金や府支出金などの交付決定や町債の借入額の決定に伴い、現金予算との差額を調整し、歳出予算につきましては、歳入予算で計上いたしました国庫支出金、府支出金、町債などの特定財源の決定に伴う財源更正を行うとともに、不用額の調整を行っております。

不用額の主な要因といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、接種率が見込みの率を下回ったこと、町営住宅長寿命化事業費や中学校体育館空調整備事業費などは、入札の実施に伴う落札減によるもの、児童措置費や施設型給付費などは、支給者や給付者が見込み数を下回ったことなどに伴います減額となっております。

改めまして、議案書1ページ目をご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,687万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,055万1,000円とするものでございます。

2ページ目をご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては12ページから31ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込みに伴い、1,869万5,000円を増額計上しております。主な内容といたしましては、給与所得者に係る所得割の増加などに伴う個人町民税の所得

割1，120万円を、法人数の増加などに伴う法人町民税の均等割、法人税割の合計870万円をそれぞれ増額計上いたしております。

配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも交付決定に伴いまして、合計で9,672万3,000円を減額計上いたしております。

国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりますが、主な増減といたしましては、特別地方交付税979万1,000円を増額計上する一方、地方消費税交付金5,692万9,000円を、普通地方交付税3,752万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設入所者本人負担金46万9,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、1億2,615万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、過年度の災害査定設計委託に対する多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫補助金4,267万5,000円を増額計上する一方、多奈川地区多目的公園災害復旧事業の決算見込みに伴い、多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫負担金1,015万円を、ワクチン接種者数の確定や接種体制の見直しにより、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と接種体制確保事業費補助金の合計6,827万1,000円を減額するとともに、社会資本整備総合交付金（町営住宅長寿命化事業）につきましては、町営住宅長寿命化事業の事業費の決定により、3,014万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

3ページをご参照願います。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、1,736万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、市町村の自律化に向けた取組に伴い、大阪府市町村振興補助金1,075万円を増額計上する一方で、大阪府議会議員選挙執行委託金415万8,000円を無投票により、重度障害者医療費助成事業費補助金349万8,000円を医療費の決定などによりそれぞれ減額計上いたしております。

財産収入につきましては、株式会社ジェイコムウエスト利益配当金17万5,000円を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、280万5,000円を減額計上しております。

内容といたしましては、いずれも寄附金の収入見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附金380万5,000円を減額計上する一方で、企業版ふるさと納税寄附金100万円を増額計上いたして

おります。

繰入金につきましては、9,408万1,000円を減額計上いたしております。主な内容として、本補正予算編成に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金8,721万3,000円を、歳出予算における充当事業の決算見込みに伴い、森林経営管理基金繰入金428万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸収入につきましては、収入見込みに伴い、1,635万1,000円を減額計上いたしております。主な内容として、中学校体育館空調整備事業の決算見込みに伴い、石油ガス災害バルク等導入事業費補助金1,049万円を、深日、洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業に係る広域サイクルツーリズムまちづくり事業負担金593万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い、9,180万円を減額計上いたしております。主な内容として、町営住宅長寿命化事業の決算見込みに伴い、町営住宅長寿命化事業債3,020万円を、中学校体育館空調整備事業の決算見込みに伴い、中学校整備事業債1,960万円を、多奈川地区多目的公園災害復旧事業の決算見込みに伴い、多奈川地区多目的公園災害復旧債1,690万円をそれぞれ減額計上いたしております。

4ページをご参照願います。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては32ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、6,026万1,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、会計年度任用職員共済組合負担金1,300万円を、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した住民票等のコンビニ等交付事業に係るコンビニ交付システム構築委託料や、キオスク端末導入業務委託料などの合計783万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、9,175万9,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、児童福祉施設費の会計年度任用職員報酬1,700万円を、児童手当扶助費1,407万5,000円を、施設型給付費1,150万9,000円をそれぞれ支給者や給付者が見込み数を下回ったことにより減額計上いたしております。

衛生費につきましては、1億3,025万6,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別予防接種委託料と集団予防接種委託料の合計5,163万9,000円と、コールセンター業務委託料

1, 106万4, 000円を、粗大・不燃ごみや空缶・空ビン等に係る粗大ごみ等処分委託料と運搬委託料の合計1, 210万7, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、307万8, 000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、新規就農者育成総合対策事業補助金150万円を、ため池ハザードマップ作成委託料56万1, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

商工費につきましては、1, 735万1, 000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、物価高騰対策として実施した事業者支援金を追加分と合計で1, 432万1, 000円を、道の駅みさき周辺整備工事設計委託料154万5, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

土木費につきましては、1億1, 112万6, 000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、町営住宅長寿命化改修工事と工事監理業務委託料、実施設計業務委託料の合計5, 982万円を、町道西畑線道路改良工事と監理業務委託料、用地借地料の合計1, 269万2, 000円を、下水道事業特別会計繰出金1, 054万3, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

消防費につきましては、998万7, 000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、泉州南消防組合負担金500万を、消防団員訓練報酬428万7, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、4, 734万円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、中学校体育館空調整備事業に係る空調設置工事と監理業務委託料の合計2, 492万円を、小学校教育振興費の準要保護児童給食扶助費などの合計471万1, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

5ページ目をご参照願います。

災害復旧費につきましては、319万2, 000円を減額計上いたしております。主な内容としては、不用額の調整に伴い、多奈川地区多目的公園のり面災害復旧工事2, 993万8, 000円を減額計上する一方で、過年度の災害査定用設計委託に対する多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫補助金のうち、大阪府との清算に伴い、多奈川地区多目的公園災害復旧費府負担金返還金2, 845万円を増額計上いたしております。

公債費につきましては、314万9, 000円を減額計上いたしております。

内容としては、不用額の調整に伴い、一時借入金利子199万2, 000円を、地方債利子償還金115万7, 000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、5,062万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、過年度の災害査定用設計委託に対する多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫補助金のうち、大阪府との清算などに伴い、多奈川地区多目的公園管理基金への積立金として1,542万5,000円を、令和4年度決算剰余金のうち、財政調整基金へ3,700万円を、庁舎整備基金へ200万円をそれぞれ積立金を増額計上いたしております。

続きまして、6ページ目から8ページ目をご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、火葬場整備事業（過疎対策）ほか、13事業に係る起債限度額の変更を行うとともに、町営住宅解体撤去事業を廃止するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議案第52号、専決処分の承認について、4ページをご覧ください。もう、専決されているので、小さな金額はお聞きいたしません。

4ページの衛生費、1億3,025万6,000円、これに関しては、大方コロナ関係の経費だということでございますが、裏に載っている詳細部分を、もう少し詳しく説明していただければ幸甚でございます。

それともう1点、土木費、これも同じように1億1,112万6,000円、これは町営住宅長寿命化による5,500円、約半分、半分かそれだということでございますが、ほかのことに關しても、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

4ページの不用額の要因ということになるかと思うんですが、まず衛生費については、議案書の44ページ目と45ページ目をお開きください。こちらの目で言いますと塵芥処理費の中に光熱水費がございまして、こちらで不用額が860万8,000円というふうになっております。

あと次のページ、46ページと47ページになるんですけれども、目で言いますと、し尿処理費の中で、同じくこちら光熱水費ということで682万3,000円ということで、こちらマ

イナスの補正ということになっております。

こちらは、ともにですけれども、政府の電力の軽減策があったのですが、こちら予算編成当時では、一定期限を切られていたのですが、これが延長されたということで、主に電気代の不用額でこういった減額の補正を行っているということになります。

あと土木費になります。土木費につきましては、同じ議案書の50ページと51ページになります。こちらでいくと、まず目の一番上になりまして、橋りょう維持費の説明で言いますと、橋りょう整備工事設計業務委託料の新浜川1号橋と朝日川6号橋ということになります。こちらにつきましては、入札に伴います落札減による補正ということになります。

あと土木費でいきますと、その下の目になりまして、河川水路維持費の中で一番下になるのですが、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金という助成金がありますが、こちらにつきましては、申請者がなかったということでの減額の補正ということになっております。

以上が主な衛生費と土木費につきましての不用の要因ということになります。

○竹原伸晃議長 瀧見議員。

○瀧見明彦議員 よく分かりました。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 決算を前にとということで、一定見通しが立っているものについては専決をなされたということだと理解いたしますが、委員会等で詳細にわたって質問をする機会がありませんので、この場でお聞きしておきたいと思います。

議案書の38、39ページのところで、民生費の目2老人福祉費のところで、シルバー人材センター活動補助金100万円の減額と記載されております。これは、昨年度の予算ということで、この100万円の理由というか、それをお聞かせいただきたいというのが1点目です。

それから、40、41ページの物価高騰重点支援給付金事業費のところで、節18負担金補助及び交付金とありまして、物価高騰重点支援給付金が727万8,000円の減額ということで、不用額ということだと思うのですが、これは、そもそも、この給付金は、昨年の12月議会の追加のものなのかと思って見ているのですが、中身について、もう一度、確認をさせていただきたいのと、それから、もともと、これは、国から市町村に対してお金が入ってきたもので、残った返すということになるものと、そうでないものがあるのかと思うのですが、この給付金の、そもそもを、お尋ねして申し訳ないのですが、ご説明いただきたいと思います。

それから、48、49ページの土木費のところで、目2道路維持費、節12委託料の中の府道

草刈り等業務委託料ということで47万9,000円の減額ということになっておりますが、この府道の草刈りというのは、どこの範囲なのかという、まずは、業務内容、それから、どこに委託をしたものであったのかということをお聞きしたいというのが3点目です。

それから、50、51ページの一番下に、みさき公園費とありまして、新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料251万5,000円の減額ということです。これは、昨日からの議会でも、タウンミーティングの中でも、事業計画、事業実施というべきか、暫定開園そのものが正式には3年遅れるということに伴って、モニタリング支援業務が要らなくなったということの意味するのか、お聞きしたいと思います。

それから、最後ですが、56、57ページ、一番下の災害復旧費の節12委託料の中で、協議資料作成委託料とありますが、これは、もともと、予算のときも100万円の計上をされていたような気がするのですが、何かコンサル会社に依頼をするというような話があったかと思うのですが、不用額ということで、全額減額をするという、その辺りのいきさつについて、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、シルバー人材センター活動補助金、39ページにございますが、こちらにつきましては、令和5年度、町職員の方を派遣していることから、当初予算から100万円を減額させてもらったということでございます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 2点目のご質問の物価高騰重点支援給付金の件でございますが、昨年12月に補正をいただきました。7万円を給付させていただいた分になります。今回の減額分につきましては、当初見込みよりも対象世帯が減少したことによりまして、減額をさせていただいたものになります。当初見込みでは、大体2,600世帯を見込んでおりましたが、最終がおおよそ2,500世帯程度という形になりましたので、減額ということになります。

こちらにつきましても、実績に基づいて算定することになりますので、今回、歳入のほうで減額をさせていただいて、補助金のほうで確定ということになるかと思います。

すみません、失礼しました。3万円給付のほうになります。件数としては、同じ数字になります。今回、同じで、対象がおおよそ2,500世帯で、その分の差額が不用額という形になりますので、今回、清算をさせていただいた形になります。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

48、49ページ、府道草刈り等業務委託料の委託範囲と委託業者というご質問ですが、この業務は大阪府から岬町に委託されている府道の草刈りになりまして、範囲としましては、府道岬加太港線、府道木ノ本岬線、それと深日中央交差点付近の草刈りになります。

委託業者としましては、一般社団法人岬町シルバー人材センターになります。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私のほうからは、50ページ、51ページに掲載しておりますみさき公園費の委託料、新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料の不用額251万5,000円についてご説明させていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、事業スケジュールの遅れに伴いまして、業務内容を見直しいたしました。必要な支援業務はしていただいたのですが、当初の見込みより回数は少なくなりましたので、金額が減少して不用額となったというところでございます。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、新堀満君。

○新堀まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

56ページ、57ページの大災害復旧費、こちらに掲載の協議資料作成委託料マイナス100万円でございますけども、こちらにつきましては、昨年5月に災害査定を受けました。この災害査定を受ける前に、協議資料ということで、当初は外部委託で作成を検討しておりましたが、最終的に大阪府と岬町、直営で資料を全て作成しましたので、減額としております。

○竹原伸晃議長 中原晶君。

○中原 晶議員 1点目にお尋ねしたシルバー人材センター活動補助金100万円の減額、これは私が前に委員会でもちょっと聞いた中身と同じことだったのかと思いながら、聞かせていただきました。

それで、100万円減額ということなのですが、昨年度、町の職員を派遣したからということで、それは補助対象経費を計算し直したらちょうど100万円の減額ということになったのかと、えらいきっちりな金額と思っていたのです。人件費もシルバーへの活動補助金として、2分の1の上限だとか、あと岬町の予算の範囲内だとか、いろいろな規定があるようですが、もともとの計算、決めているルールに基づいて計算をし直すと100万円減額することになったと、そういう理解でいいのかどうか、もう一度、お聞きしたいと思います。

それから、物価高騰重点支援給付金ですが、3万円給付分のこと、私がさっき聞いた40、41ページのところに当たるのだということは、理解いたしました。これは、7万円を先に渡し

ててい、後で3万円を渡すとかいうあれだったかな。もう一回、この名前でお金が入ってきているんなことやっているから、頭がこんがらがっていて、そもそもの制度がどういうものであったかというところから、説明をいただけたらありがたいということ。

それから、さっき、私が返さないといけないのかどうの話で、おっしゃっているものであれば、当然、渡す世帯が思っていたより少なかった、だから、余った分を国に返すという理屈は分かりました。私が聞いていたのは、物価高騰の重点支援という事業で、ほかにもいろんな事業が提案されていたと思うのですが、岬町には、その当時、昨年の12月議会で追加で提案されたときは、1億7,190万7,000円とお聞きしたと思うのですが、これで、住民の皆さんのための事業をやってくださいって言われていたと思うのです。それで、いろんな事業を提案されて、実施していたものですが、要は、私が聞きたいのは、岬町に、どうぞ、これを使って住民の皆さんのためにというお金が入ってきました。最初の説明の中でも、余すことなく使われたと、住民の皆さんにできるだけの助けになるものをとということで、なさったんだろうと聞いていたのですが、1円も残っていないのかと、そういうことを、聞きたかったということです。もう少し、お聞かせいただきたいと思います。

それから、48、49ページの府道の草刈りのことですが、これは47万9,000円の減額はなぜ発生したのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、50ページ、51ページのみさき公園のモニタリング支援業務のことですが、何回かはこのモニタリング支援業務というのをやってもらったということなんだと聞いていて分かりました。その内容について、回数だとか、どういったことを支援業務としてやっていただいたのか、参考までにお聞きしたいということと、それから、今年度は、どのようになさっているのか、このモニタリング支援業務に関わって、その辺りについても、お聞きしておきたいと思います。

最後の協議資料作成の委託料については、コンサルタント会社に依頼しようと思って予算を組んでいたけれど、府と岬町とで独自に作成されたということで不要になったという事情は了解いたしました。一定のご苦勞があったんだろうと思うのですが、努力をされて減額を生み出したということなんだと思いながら聞いておりました。

質問は4点に関わってお聞きしたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問に答えさせていただきます。

39ページのシルバー人材センター活動補助金でございますが、議員がおっしゃいますように、

岬町シルバー人材センター活動補助金ということで、主に人件費相当するものに対して活動補助金として支出しているものでございまして、令和5年度から町の職員を派遣することによって、岬町シルバー人材センター事務局の人件費相当が下がるということで、岬町シルバー人材センターと協議をして、100万円の減額を決定したところでございます。

この100万円の根拠につきましては、一度、こちらから派遣をしなくなった年度に若干増額をしております。その増額相当額として100万円という形で減額の額を決定したところでございます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 まず給付金の内容ということなんですけれども、まず令和5年度に3万円の給付が先行して施策が始まりまして、その後、7万円の追加の給付があったという内容ということになっています。その3万円の給付につきましては、6月補正の2次で補正をさせていただいて、7万円のほうは、12月の8次補正で補正の編成させていただいたということになっております。いずれも住民税非課税世帯に対する給付ということになっております。合わせて10万円の給付と。

3万円のほうは事業が完了してるのですが、この12月と1月で補正予算を編成させていただいた、先ほど申し上げました追加の7万円の給付でありますとか、均等割のみの世帯への給付などについては、これは、後の報告第1号でご説明させていただくのですが、令和6年度に繰越しをしているということになっております。

あと、交付金を余すことなくというところの説明なのですが、こういった給付金については、実績に応じて返還というのは当然発生するのですが、それ以外の、先ほど申し上げました電力・ガス・食料品等の価格重点支援交付金ですが、交付決定いただいた金額を、これは、もう国にお返しすることなく、町の支援策に充当できたと、そういう意味で申し上げさせていただきました。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 ご質問にお答えいたします。

48、49ページの府道草刈り等業務委託料の47万9,000円の減額理由がなぜ発生したのかというご質問なのですが、こちらのほうは、シルバー人材センターから提出された見積りが予算額よりも安価であったため、不用額が発生し減額いたしました。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中議員のご質問にお答えさせていただきます。

モニタリング支援業務につきましては、新たなみさき公園整備等事業に係る事業推進支援業務

として仕様書を策定しておりまして、その中の事業推進支援という中に業務の内容が書かれておりまして、本事業を推進するに当たって、町からの問合せに対し、募集要項等の記載事項や要求水準、都市公園法との整合性を踏まえた対応方針の提示などの助言を行っていただくこととしておりまして、大きくは、3項目に分けておりまして、提出資料の確認及びそれに対する助言、それと問合せ対応、それと事業スキームに係る調整というところで、3項目となっております。回数的なものですけれども、令和5年度は、主には、モニタリング支援を実施する前の公園計画の変更協議がなされておりましたので、その中で提出書類の確認につきましては、当初9回予定が、2回程度になったということと、問合せ対応も4回程度想定していたものが2回程度になった。事業スキームの調整につきましては、事業変更に伴い当初の見込みほどの対応はなかったというところでありまして、見積り的には単価と技術者の人数分と回数で積算しておりますので、その回数が減ったことによって、減額されたというところになります。

令和6年度の実施についても、この仕様書と同様の仕様書になりまして、現在、入札の手続をしているところとなっております。

○竹原伸晃議長 中原晶議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えいただいたシルバー人材センターの活動補助金の減額については、数字を見せてもらいながら一緒に話を聞かないと、多分、よく分からないだろうと、結論的には分かりました。前に直接雇用されていた元局長時代と、それから、昨年、派遣されていた町の職員の人件費の差額と考えたらいいのかと思って聞いていました。また詳しく、別の機会にお聞かせいただくようにしたいと思います。

それから、物価高騰重点支援の給付金のことですけれど、交付決定を残さず使い切ったということなのですね。ということは、町の持ち出しなんかも含めて対応されたことになったりしたのかな。何か事業者支援金だとか、一律5万円だったかな、あんなのにも充てましたね。あとは福祉の事業所に対して15万円とか、いろいろなさっていたと思うのですが、残さずにということは、そもそも、これは、残って基金に入れておいていいという仕組みがあったのかどうか、私はよく分からないのですが、コロナのときなんかは、そういう仕組みがありましたから、今回はどうやったのかと思って聞いているわけなんです。

それで、交付決定を受けて残さずに充当したという言い方だけど、全く交付決定額と同じ金額の事業費になるというのは、ちょっと、考えにくいわけです。なので、足らずが実は発生して、そこは町の一般会計の予算を使ってでも決めたとおりの事業をやったということなのか、幾ばくかは残って、どこかに入れているということなのか、そういうことが聞きたかったということな

ので、もう一度、お答えいただいております。

モニタリング支援業務のこともご説明をいただきました。なるほどと思って聞いていたんですけど、私はこの事業名、運営等に係るものなので、ついつい、もうみさき公園は開いて、その後のいろんな公園としてのことを、すごくイメージしていたのですが、だから、何をしはったのかと思っていたのだけど、今の説明を聞いて、運営というか、開園の準備も含めて、業者に支援をいただいていたということが分かりました。

これは、いずれ、このモニタリング支援業務を業者に委託しなくても、自分たちでできるようにしていこうというお考えだと以前からおっしゃっていたのですが、それは、どのぐらいの期間で、それができるようになるのかも、やってみないと分からないことですが、暫定開園の時期が3年間遅れるわけですね、ということになると、モニタリング業務を岬町の職員の方が自立的にできるようになるのも遅れてしまうと考えておいたほうがいいのか、その辺りのこと、先々のことですが、分かっていることがあればお聞きしておこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来からの交付金の活用、充当なんですけれども、決定をいただいた交付金の総額をまず端的に言いますと、使い切ったということです。それぞれの交付金の対象となる住民生活者でありますとか、事業者へ直接、物価高騰の影響を受けている方々への支援ということで、それに合致する事業に、その事業費にそれぞれ交付金の中から充てていったというような活用の仕方をして、最終的には交付決定いただいた金額を全て充当した、使い切ったというふうなことであります。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えします。

本来、このモニタリング支援業務というのは、本格的な工事に入って、うちが示しておりますモニタリング計画に沿っている内容になっているかどうかというのを提出書類を求めて審査していくという流れでございましたので、本格的な工事に入るのが3年遅れたということでありますので、本質的なところは3年ずれるのかなというところがございます。しかしながら、暫定開園中においても、いろいろなことが起こり得るという想定をしておりますので、事業に経験豊富な支援というのは必要だと思っていますので、金額については、こうしたように契約しても、実際にその支援をいただいた内容で精査していきたいと思っています。

もう一つの、いずれは、町職員でやっていきたいと思っているのですが、本格的な業務が始ま

って、実際に運営開始されて、その運営の状況も財務諸表や収支計画に沿っているかどうかという決算状況も見ないといけませんので、最初の運営が開始されたあたりぐらいまでは、何らかの支援を求めないといけないのかと想定しているのですが、実際に、このぐらいの内容であれば、早期に自分たちでできるかと判断できれば、そうしますし、何年というのは、今、まだお答えできないので、ご了承いただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私からは、1点だけ教えていただきたい点がございます。58ページの13諸支出金の1項基金費の8庁舎整備基金費、こちらは200万円が増額されているというところですが、けれども、決算前なので、これが、最終確定というわけではないと思うのですが、ある程度、もしかしたら、固い数字のかと、正直、この庁舎整備の基金が令和5年度は、この金額の積立てしかできないという状況になっているのではないかと、少し不安を感じています。

どうしても、基金の積立てなので、年度内にやる事業が、どうしても優先されるようになってくると思うのですが、けれども、当初、この庁舎整備基金をつくったときは、年間5,000万円ぐらい積み立てていくという目標を持ってつくられた基金だと思っていて、けれども、結果的には、私の記憶だとまだ1億円もたまってない状況と認識しています。という中で、200万円は、あまりにも少ないなという中で、これがある程度、この令和5年度内で、本当はもう少し積み立てたかったのに、いろいろ優先せざるを得ない事業があって、この金額になったのかとか、もしかしたら、決算前までにもう少し増額される可能性があるのかとか、そういった見通し等々、今、分かる範囲で構わないので、教えてください。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

庁舎整備基金につきましては、財政状況を勘案していきながら、決算剰余金を財源に基金に積立てを行うということで進めております。

令和5年度につきましては、財政調整基金を取り崩すなど、厳しい財政状況、財政運営が余儀なくされておりました、庁舎整備基金に積み立てる資金的な余裕がなかったということで、前年度に比べて積立金が減少しているという状況になってございます。

庁舎整備につきましては、これまで答弁したとおり、しっかりとした財政計画を立てながら、将来に過度の財政負担をかけることなく事業を進めていく必要があると考えております。また近年、建築価格の高騰もございまして、いつから庁舎整備に取りかけられるかというのもなかなか難

しい状況とはなっておりますが、しっかりと基金を積み立てられるように、財政とも調整しながら努力してまいりたいと考えてございます。

今のところ、基金の積立て、今年度200万円を積立てとして、8,800万円程度ということで、なかなか目標まで到達できてないというのが現状になっております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 おっしゃるとおり、どうしても、こういった余剰金を積み立てるという方法になってしまうのかと思うのですが、やはり、目的を持った基金ですので、こういった厳しい財政状況の中では、なかなか積立てが厳しい状況が続くのではないかと危惧されます。

そういった中で、これは、あくまでも要望という形ですけれども、このままだと恐らく、ある程度目標設定されている金額までの積立ては、正直厳しい状況かという中で、どうしても、優先しないといけない事業とある中でも、ある程度事前に予算の中で積立金というところも確保していくという考えも必要かなと思います。これは、あくまでも要望という形でお伝えしておきます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

○竹原伸晃議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号、専決処分の承認について（令和5年度岬町一般会計補正予算（第11次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第53号、専決処分の承認について（令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部下水道理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第3、議案第53号、専決処分の承認について（令和5年度岬町下水

道事業特別会計補正予算（第3次））につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し専決を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和5年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をしたものでございます。

議案書の1ページをご参照お願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,369万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,297万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整により、一時借入金1,054万3,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い、690万円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、流域下水道債110万円、流域下水道事業債（過疎対策）120万円、公共下水道事業債270万円、公共下水道事業債（過疎対策）290万円をそれぞれ減額計上する一方、企業会計適用債100万円を増額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、収入見込みにより991万7,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、水道管移設受託事業収入63万4,000円を減額計上する一方、令和5年度の確定申告に伴い、消費税還付金407万2,000円を前年度の清算に伴い、流域下水道事業市町村負担金返還金647万9,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより、下水道使用料1,566万7,000円を減額計上しております。

内容としましては、現年度分としまして、1,531万5,000円を、滞納繰越分を35万

2, 000円をそれぞれ減額計上するものです。

次に、分担金及び負担金につきまして、歳入見込みにより、受益者負担金の滞納繰越分50万6, 000円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては12ページ、13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、不用額の調整に伴い、消費税及び地方消費税639万4, 000円を減額計上しております。

次に、事業費につきまして、不用額の調整に伴い、1, 683万1, 000円を減額計上しております。主な内容といたしましては、事業費の確定により大阪府流域下水道事業維持管理負担金754万6, 000円を、流域下水道事業負担金229万9, 000円を、公共下水道工事設計業務委託料374万9, 000円をそれぞれ減額計上しております。

次に、公債費につきましては、不用額の調整に伴い、一時借入金利子47万4, 000円を減額計上しております。

続きまして、4ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、起債額限度額を1億5, 760万円から1億5, 070万円に変更いたしております。

内容といたしましては、下水道事業の限度額について、1億610万円から1億230万円に、下水道事業（過疎対策）の限度額について、3, 170万円から2, 760万円に、公営企業会計適用債の限度額について、1, 980万円から2, 080万円にそれぞれ変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○奥田下水道事業理事 すみません、訂正させていただきます。

最初の繰入金につきましては、一時借入金という説明をさせていただきましたが、繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整により一般会計繰入金1, 054万3, 000円でございます。申し訳ございませんでした。

○奥田下水道事業理事 先ほど負担金及び負担金とご説明させていただきましたが、分担金及び負

担金の間違いでございます。申し訳ございません。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号、専決処分の承認について（令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第54号、専決処分の承認について（令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部下水道理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第4、議案第54号、専決処分の承認について（令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由としましては、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方額借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をしたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,803万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整により、一般会計繰入金28万1,000円を減額計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより排水処理施設使用料の現年度分22万8,000円を減額計上しております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い公営企業会計適用債10万円を減額計上しております。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、不用額の調整に伴い62万8,000円を減額計上しております。主な内容といたしましては、事業費の確定により処理施設維持管理業務委託料58万9,000円を、地方公営企業法移行支援業務委託2万1,000円を、下水道資産管理導入委託料1万8,000円をそれぞれ減額計上しております。

次に、公債費につきまして、地方債元金償還金の確定により1万9,000円を増額計上しております。

続きまして、4ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

公営企業会計適用債に係る地方債借入額の決定に伴い、起債限度額を140万円から130万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥田下水道事業理事 すみません、訂正させていただきます。

先ほど、不用額及び地方額と申し上げましたが、地方債借入額の間違いでございます。申し訳ございません。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号、専決処分の承認について（令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第54号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第55号、専決処分の承認について（令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 日程第5、議案第55号、専決処分の承認について（令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））についてをご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算見込みにおきまして、一般会計で実施した事業の確定に伴い、一般会計繰出金の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年3月2

9日付で専決処分したものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,683万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金49万9,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金49万9,000円を増額計上いたしております。内容としましては、令和5年度の一般会計における事業の確定に伴い、必要となる財産区の負担分について繰り出しを行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号、専決処分の承認について（令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第56号、専決処分の承認について（令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第6、議案第56号、専決処分の承認について（令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして歳入不足が生じるため、補正予算を調製し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,514万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,133万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

国民健康保険料につきまして、合計2,514万6,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、令和5年度実質収支における歳入不足補填のための財源調整でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページから10ページを併せてご覧ください。

前年度繰上げ充用金といたしまして、合計2,514万6,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、令和5年度決算見込みの歳入不足分に対する繰上げ充用金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

松尾匡君。

○松尾 匡議員 私から6点ほどお聞きしたいんですけども、いわゆる歳入不足ですね。歳入不足ということで、これは、赤字を出したということと同じだと思うのですが、その足らず分の穴埋めに一般財源分から前年度繰上げ充用金という名目で補填するということですけども、これは、法的に問題ないのかというのが1点目です。

2点目、今年度である令和6年度の一般会計から繰上げ充用すれば、今年度の会計がショート、いわゆる赤字が出るんじゃないかと思うんです。足りなくなるように思うんですけども、それで合っているかどうかということです。人口減少と高齢化が激しい、そして財政危機に陥っている岬町にあって、令和5年度で赤字を出したのであれば、今年度においても赤字となる可能性は極めて高いように思うのです。そうなれば、今年度の赤字額が倍以上に膨れるように思うんですけども、それで合っているかどうかというのが2点目です。

3点目には、2,514万6,000円という大きな額ですけども、令和5年度の決算までの時点で赤字となるようなことを予測できなかったのかというのが3点目です。

4点目に、その時点で一般会計からの繰入というのはできなかったのかということと、なぜしなかったのかというのが4点目です。

5点目は、近隣市町で同じように赤字を出したところというのがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

最後、今後の見通しはどうなるのかということと、今後の赤字財政の対策はどうしていくのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 ご質問にお答えいたします。

まず最初に、今年度繰上げ充用することが法的に問題はないのかというお話ですが、令和5年度までになるのですが、本来でしたら、平成30年度に広域化が実施された以降につきましては、一応、何らかの形で統一に向けて体制を整えていく期間ということ、激変緩和措置期間ということになりますので、その最終年度ということになります。ですので、本来でしたら赤字を解消する何らかの手だてをする必要はあるのですが、激変緩和措置期間の最終年度ということで、法的に問題はないと考えております。

次に、赤字を今回、繰上げ計上することによって、令和6年度の分の赤字が倍増するのではな

いかということですが、今回の赤字の内容につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、人口減少等々につきまして、当然、被保険者の数も減っております。その部分についての調定額の差というのが一番大きな要因となっております。この分につきましては、あくまで、令和5年度の不足分という形になりますので、令和6年度以降につきましては、また新年度、新たに保険料を算定して、徴収をさせていただくとともに、事業費納付金の算定及び各種交付金等々につきましても新たに新年度分として交付されますので、その分についても、できるだけ努力して、獲得をしていきたいと考えておりますので、必ずしも倍増するということではないと考えております。

当然、新年度分につきましても、その分上乘せという形になりますので、担当としましては、収納率の向上、今回、収納率につきましても、標準収納率に少し足りなかったというのが理由の一つとして挙げられますので、その分につきましても、徴収については努力をしていきたいと考えております。

一般会計からの繰入はできなかったのかというお話ですが、国民健康保険特別会計につきましては、3月末以降についても、当然、保険料というのは納入されることがございます。その分の差額がどのくらい入ってくるのかという見通しを立てていたのですが、当初見込みよりもそんなに多く入ってこなかった部分もあるのですが、ぎりぎりまで収納状況を確認しつつ、財政とも調整をさせていただいていたのですが、今年度につきましては、一般会計も非常に厳しい状態であるということで、今回につきましては繰上げ充用という形を取らせていただきました。

近隣市町の状況ですが、先般、近隣のブロックの主管課長会議等がございまして、その中で状況を確認する機会がございました。その中でも、近隣市町そろって非常に厳しい状態と聞き及んでおります。ただ、各市町村それぞれ、その分の赤字の解消方法につきましては様々でございまして、基金を保有されているところは基金を充当されたりとか、あと、一般会計からの繰入れを実施されたりとか、前年の繰越分を投入されたりとか、それぞれ各市町村によって手法はいろいろだと聞き及んでおります。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 最後の今後の見通しというところが、まだ、お答えになっていらっしやらないかというのがあります。その赤字財政の対策というのが、収納に対しては努力していくということですけど、抜本的に今、一般会計もかなり厳しいということをおっしゃった中で、じゃあ果たして、単純に大丈夫なのかと思うのが、今なのです。

過去をちょっと調べてみたのですが、令和5年の3月だったと思うのですが、厚生委員会の話

の中で、財政安定化支援事業というのがあると思うのですが、それが、平成30年の制度改正以降、国民健康保険特別会計に補填されずに、今まで来ているんだというのが明らかになっているのですけれども、そもそも、平成30年度から財政安定化支援事業が、ちゃんと国民健康保険特別会計に補填されていれば、こんなことにならなかったのと違うのかと思うのですが、その辺はいかがかというのを、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 ご質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度当初から財政安定化支援事業分については、繰入れを実施しておりませんでした。昨年度、非常に赤字が大きくなる可能性があったので、一般会計からの繰入れの実施をお願いいたしました。

それまでにつきましては、前年の繰越金、非常に大きい額が本会計にはございましたし、あと基金についてもある程度の積立てがございました。その部分を取り崩して、ずっと財政運営をしてきた状況でございます。

その分を当初から実施をしていけば赤にならなかったのではないかというお話ですが、必ずしもそうではないと考えております。というのは、その年度によって、当然、財政状況が変わってきますので、医療費が大きくなれば、その分だけ非常に支出が多くなる。今年度のように、被保険者の数が大幅に減れば、その分調定額も落ちますので、必ずしも、ずっと潤沢な状態で続いていたかというのは、必ずしも言い切れないのではないかと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原晶君。

○中原 晶議員 繰上げ剰余金、あまり経験がありませんので、制度上のことを聞くのですが、これは、令和6年度国保ということなので、今年度の国保の会計から、昨年度足りなかった分に補填すると、そういう意味ですか。うんと言っているのです、それでいいです。分かりました。

そうであるならば、今年度の保険料にこの影響も一定出ざるを得ないのか。その辺りはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 ご質問にお答えをさせていただきます。

今年度の保険料に影響するかということですが、算定額に影響するということとはございません。

○竹原伸晃議長 中原晶君。

○中原 晶議員 では何に影響するんですか。ほっとしました。算定額に影響が出ないということ

は、前年度の赤字を今年度負担したために、保険料が上がると、そういうことにはならないと、そもそも、統一保険料だからならないのですが、それは分かったのですが、何に影響が出るのかなと。国保財政全体の厳しさにつながるという感じのことなのかな。うん、うん言っているので、それでいいです。

先ほどの松尾議員の質疑を通じて、統一保険料がこういう形で市町村国保に影響するんだなということを改めて痛感しているところです。うん、うんと言ってくれたので、理解しましたから答弁は結構です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 何年か離れていましたので、何年か前の委員会で、国民健康保険、年間23億円か25億円、未収が年間数%以下であると聞いたのですが、決算では、年間23億円、25億円に対する30%ぐらいの未収が残っていたように思うのです。積み上げで。そういう記憶があるのですが、それは、どうなっているのですかね。今回のこのフローでは、あまり関係ないのですけど。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

今、確実な数字につきましては、手元に資料がございませんが、おっしゃるとおり、例年、うちは、国民健康保険特別会計自身は、大きな滞納額がございますが、毎年努力をして、精査した上で、徴収努力をさせていただいております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国保会計につきましては、今年の3月議会でも、たしか、補正があったように覚えております。その補正については、前年度、令和5年度の当初予算で入っておくべき部分が不足やったので、補正でしたという覚えがあるのですが、この令和6年については、当初予算にもきちんと入っているというふうに、それも聞いているのですが、その上で、なおかつ、また、この時期に補正予算ということなのですが、この国保財政につきましては、担当課でどうもこうもやりくりすればいいとか、そういう問題ではないと思うのです。また、先ほどのお話で、近隣市町も大方、単年度は赤字だったということでした。ということは、これは、ある意味、私は国保制度は難しいので詳しく分かりませんが、大ざっぱに言うと、国保財政の制度に問題があるの

ではないかと、私はそういうふうに思うんですけど、担当課として、その辺はどういうふうに思っていますか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

担当課としては、非常にお答えしにくい質問なのですが、国のほうで、平成30年度に健康保険の大きな制度改革ということで、国民健康保険については、都道府県単位に編成をし直すということで、令和5年度までの間に激変緩和措置期間ということで期間を据え置いて、その間に皆さんで足並みをそろえていこうという形で、令和6年度、今年度からですが、大阪府につきましては、全市町村統一保険料率ということで、算定が決まっております。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響や団塊の世代の方が75歳になられますので、その方々が後期高齢者に移られます。あと、社会保険の適用拡大等々の影響もございまして、当初見込んでいたよりも被保険者数等々の落ち込みは、激しくなっているのが現状でございます。それにもかかわらず、医療費についてはある程度の高止まり状態が続いているということですので、大阪府としましては、国のほうに緊急要望という形で、さらなる公費の導入や制度の精査等々につきまして、要望していると聞いております。

本町におきましても、毎年、国や大阪府に対して要望事項を提出する時期がございまして、その時期に、本町独自ではございますが、本来の実情に沿った形での保険料の算定や事業運営等々について考えていただきたいということで要望を上げております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

松尾議員、賛成ですか、反対ですか。

○松尾 匡議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それではどうぞ。

○松尾 匡議員 反対の立場で討論に加わりたいと思います。

私はやっぱり、今の町財政のことを考えると、ちょっと先行きが見えないというふうに、今回の件でなお思うようになっております。

一つは、質問にもあったように、財政安定化支援事業というのがしっかり国民健康保険特別会計に充当されていたら、多少良かったのかと思うのですが、それが充当されずに、一般会計とし

てほかの費目に使われていたのと違うのかと思うのです。そこが、今回の問題の発端かなと私は考えているのです。これは、やはり、ちょっと認めるわけにはいかないかと思っています。

その一般会計も、もう、既にこれだけ逼迫している。既に財政危機ですよ。これは深刻です。正直言って。本当にこの町財政を今後どうしていくのか、どうなっていくのかということなのです。町財政の綻びというのが出てきているのじゃないかと思っています。

先ほども、今後の見通しとか改善策というところも答弁をお聞きしたのですが、何か確信がないのです。ちょっと、雲をつかむような感じですし、改善できるような確信、これなら大丈夫だという回答が、残念ながらなかったもので、認められないと私は思いました。

これが一般会計の財源が、ほかの市町のように潤沢にあつたら全然問題ないと思うのですが、この問題は、一般財源もかなり厳しいから、あえて、私はここで強く言っているのです。それこそ、財政のやりくりですよ。これは、本当にゆゆしき大きな問題であり、早急に、今年度の予算の見直しということをやっていただきたい。そして、財政の健全化に向けた、我々を納得していただけるような計画をお示ししていただきたいということを、本当に町長に強く申し入れたいと思っております。

それで反対討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第56号、専決処分の承認について（令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 16時10分まで休憩をさせていただきます。よろしくお願いします。

(午後 3時57分 休憩)

(午後 4時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、会議を始めます。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第57号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第7、議案第57号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和5年11月2日に閣議決定された総合経済対策に基づく物価高から国民生活を守る取組として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援及び定額減税を補足する調整給付に係る経費について計上するものでございます。

まず、低所得者支援につきましては、既に令和5年度予算におきまして、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯当たり合計10万円の給付を、加えて、住民税非課税及び住民税均等割のみの課税の子育て世帯につきましては、扶養児童1人当たり5万円の加算給付をそれぞれ行うこととしたところでございますが、今回の補正予算では、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び令和6年度に新たに住民税均等割のみの課税となる世帯を対象に、1世帯当たり10万円の給付を、加えて、令和6年度に新たに住民税非課税及び住民税均等割のみの課税となる子育て世帯につきましては、扶養児童1人当たり5万円の加算給付をそれぞれ行うものでございます。

次に、定額減税を補足する調整給付につきましては、対象者お1人当たり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円の定額減税を行うこととなっておりますが、定額減税可能額が減税前税額を上回り、減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を調整給付として給付を行うものでございます。

また、対象となる方へ迅速に給付するため、早急に事務処理に着手する必要があることから、本補正予算につきましては、委員会に付託することなく、この場で先議をお願いしたいと存じます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは補正予算の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書のほか、予算書とともに配布させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,957万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,479万4,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、低所得者支援及び定額減税を補足する調整給付に係る財源といたしまして、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金1億9,957万1,000円を計上しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしましては、1億9,957万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯に対する給付として、物価高騰重点支援交付金（R6住民税非課税化世帯支援）6,750万円を、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する給付として、物価高騰重点支援交付金（R6住民税均等割のみ課税化世帯支援）1,320万円を、定額減税し切れないと見込まれる方に対する調整給付として、物価高騰重点支援交付金（調整給付世帯支援）1億500万円に加え、給付に必要なシステム改修委託料等の事務費などを計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 定額減税そのものを否定するつもりはありませんけれども、役場の事務、これは民間も一緒ですけど、すごく大変ですねと思います。うんと言にくいと思うのですが、非常に大変な事務が、それも長期にわたりますよね。本当に大変だと思いながら見えています。

それで支給、支給じゃないんだよね、今回は引き算するんだよね。の時期だとか方法なんかかなり違いますよね。だから私も住民さんから尋ねられて、非常に分かりにくいなと思って勉強しているところです。

それで、お聞きしたいのは、補足説明資料で、対象世帯がそれぞれ書かれています。これはあ

る程度見通しが立つものなのか、どうなのか。どういうふうにして、対象数を割り出しているのかと疑問に思いましたので、お尋ねしたいと思います。特に非課税化するというのは、なかなか分かりにくいものだと思うのですが、所得の状況が変わるということですね。どういうふうにして件数だとか、人数を算出されたのかなというのを聞きたいということが一つであります。

それから、補足資料の3ページで、調整給付のことですけれども、これは、件数とか人数とかではなくて、金額が示されているわけです。1億500万円ということで、これはなかなかほかの非課税化とか、均等割のみ課税化とかいうのよりも、金額ですので、さらに見通しが立てにくいものではないのかと思うんですけれども、その辺り、どんなふうに見通しを立てているのか、参考までにお聞きしたいと思います。

それから、基準日のことを、お聞きしたいと思います。制度がたくさんありますので、それぞれの制度で判定するときの基準日はどのように決められているのか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、対象者の把握方法でございますが、今回、支給させていただく対象者につきましては、今年度新たに非課税となる世帯と、あと均等割のみ課税となる世帯ということですので、新たに非課税になる世帯につきましては、今年度の税情報が確定した段階での非課税世帯から前年度支給対象になった世帯を差引きさせていただいた世帯と、あと、現在、未申告である世帯が全て非課税であると想定して件数を算定しております。

均等割のみ世帯につきましても同様に算定をしております。

あと調整給付の分につきましては、税の所得等が確定した段階で、税情報として対象となる世帯を税務課から情報をいただいております、その件数につきまして対象として給付の作業をさせていただくことになります。

あと基準日でございますが、非課税となる世帯と均等割のみ世帯につきましては、前回実施した日にち、令和5年12月1日現在、住民登録のある世帯で、なおかつ、今回の基準としましては、令和6年の6月3日時点と国が示しております。

○竹原伸晃議長 いかがでしょうか。

中原議員。

○中原 晶議員 確認ですが、昨年度の給付に関わっては、昨年12月1日が基準日だったと、今年度については、子ども加算だとかいろいろありますけれども、それは、全て今年の6月3日が

基準日ということですね。分かりました。

事務はすごく大変だったんじゃないかなと、通常6月1日で税情報が全て集まってくるという状況の中で、この議案の準備もすごく大変だったんじゃないのかなということは思いましたけれども、漏れることなく対象の方に対応いただくように、これは、年間通じてずっと続くものですから大変だと思いますけれども、正確な事務を進めていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 議案書の10ページですが、節12委託料にシステム改修委託料がございます。

このシステム改修で、住民税均等割のみ課税化世帯支援とあるのですが、これは、令和6年に住民税均等割のみ課税の世帯を振り分けると、識別するというシステムに改修するのかなと思うのですが、ここで、システム改修したそのシステムといいますか、これは、今後もまた、そのまま岬町で引き続き使えるものなののでしょうか、ということをお聞きしたいのですが、いかがですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回、改修をさせていただく分につきましては、今年度対象になる方を拾い出して給付をさせていただくための改修分ということになります。

今のところ、来年度以降も同様の制度が続くかどうかというのは分からないので、今のところは、今年度支給をさせていただく分の改修という形になりますので、引き続きこのシステムが使えるかどうかというのは未定と考えております。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 今質問したのは、これまでも岬町独自として、低所得世帯に対する支援とかやってまいりました。そのときに、大体、住民税非課税世帯が対象になるのですが、そこで岬町独自で、均等割のみ課税世帯というのは、なかなかそこには支援の手が及びにくいんですよね。それを識別するシステムの仕組みがなかったからですね。今回こういうのができたので、その後、引き続き町で使えるのだったら、また、その支援もできるのかと思ったのですが、今回は今年だけということで、確定してないのですね。分かりました。結構です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私から少し、今回、この給付の確認の方法とフローについて、細かいですが、教えていただきたくて、まず今回の補正予算での低所得者の給付ということは、補足資料でいうと、

4 ページの表、これを基に話するのが分かりやすいかと思ったので、これを基に話をさせていただくと、まず、新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付と、あとは新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の給付、これは2種類の方に新たに10万円給付されるということなんですけども、補足資料の2ページと3ページで、上のほうの住民税非課税世帯支援のほうには、印刷製本費に確認書・決定通知書・返信用封筒・チラシとあります。だけれども、今度3ページ目の住民税均等割のみ課税化世帯支援のほうにはこのチラシというのはないのですが、これは、同じ制度のものかなと思うのですが、チラシが入っていないのは、なぜかというのと、あとは、4ページの③低所得者の子育て世帯への加算という部分、これは今回、④の住民税均等割非課税と住民税均等割のみ課税の世帯、ここの子どもに対して加算されるものかなと思うんですけども、そうなった場合に、まず、新たに住民税非課税ないし住民税均等割のみ課税化するという、この決定するというのがまず先かと思っていて、決定した上で、その世帯に対して確認書を送るという、同時ではなくて、2段階で確認書送付を行うフローになるのかなと思うのですが、その辺の部分、細かいですけど、教えてください。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、子ども加算のお話ですが、まず最初に非課税世帯及び均等割のみ世帯につきまして通知をお送りさせていただきます。その方々の確認書が出てきて、お支払いをさせていただく段階で、実際に世帯の確認をさせていただいた段階で子どもさんがいてるかどうかというのは確認が取れますので、その段階で決定通知をお送りさせていただくときに、子どもさんの分があるので申請をお願いしますという形で確認書をお送りさせていただく方法を取らせていただこうかと考えております。

チラシにつきましては、申し訳ないです。私も失念しておりまして、確認が取れていないので、申し訳ありません。後ほど、確認してお返事をさせていただいてよろしいでしょうか。

○竹原伸晃議長　谷地議員。

○谷地泰平議員　子育て世帯の加算、この辺の住民税均等割非課税世帯と均等割のみ課税世帯、この辺まで一旦確認を取って、その後に世帯の方に子どもさんがいるかを確認する。この辺の流れの件は理解できました。

チラシの件は、記載漏れだけだったらいいのですが、それが予算に関わるとなった場合には、また多分、これ修正になるのかなと思うので、その辺の確認は早急にやっていただく必要が。今分かるのだったら、分かったほうがいいのかと思うのですが。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 チラシのことなんですけれども、一番大きな事業、メインとなるような事業に、そのチラシの件につきましては、まとめて計上しているということになっております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 分かりました。チラシが入る範囲は置いておいて、予算的には大枠で取っているというお話だと思うので、であれば、特に問題ないと思うので、分かりました。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第8、議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

円安を背景とした物価上昇が続く中で、春闘での高水準の賃上げや定額減税の影響により、個人消費の持ち直しが期待されますが、今後の物価上昇によりましては、景気の回復が見込めないと懸念されております。本町の財政につきましても、引き続き厳しい環境にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,736万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしまして、1,957万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源として、財政調整基金繰入金1,804万9,000円を、港会館空調機の更新及び平野排水ポンプ場通報装置取替えに充当するため、多奈川財産区特別会計繰入金153万円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入といたしまして、3,299万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化の財源としまして、新型コロナウイルスワクチン接種助成金3,199万6,000円を、淡輪保育所等への遊具の整備の財源といたしまして、子ども活動支援金100万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページを参照願います。なお、詳細につきましては10ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、75万円を計上いたしております。内容といたしましては、経年劣化により故障している港会館1階和室の空調機を更新するに当たり、機械器具費65万円を、大阪・関西万博へ町内の4歳から17歳までの児童を万博に招待するに当たり必要となる事務委託料10万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、子ども活動支援金を活用し、淡輪保育所と子育て支援センターへ遊具を整備するための庁用器具費を合計で100万円計上いたしております。

衛生費につきましては、65歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に必要な接種委託料や事務費などの合計4,994万5,000円を計上いたしております。

土木費といたしましては、経年劣化により故障している平野排水ポンプ場通報装置を更新するに当たり、修繕料88万円を計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。

「第2表 債務負担行為補正」をご覧ください。

大阪・関西万博推進事業を追加するもので、期間を令和7年度、限度額を169万8,000円とするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条1項の規定により、事業、厚生、総務文教の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は事業、厚生、総務文教の各委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第59号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 日程第9、議案第59号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)についてをご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,299万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、深日地区財産区基金繰

入金99万円を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産区財産管理費といたしまして、水路復旧工事99万円を計上いたしております。内容といたしましては、先日の5月12日から13日にかけての降雨の際に被災した深日地区財産区所有地内の水路護岸の復旧に係る費用を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定となっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第59号、令和6年度岬深日財産区特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第60号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 日程第10、議案第60号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)についてをご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,539万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金153万円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金153万円を計上いたしております。内容としましては、一般会計で実施します港会館1階和室空調機入替え及び平野排水ポンプ場通報装置取替えの財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第60号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第11、報告第1号、令和5年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第11、報告第1号、令和5年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、戸籍電算化事業ほか10事業となっており、翌年度への繰越額の合計は1億5,146万3,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳としましては、令和5年度に収入されました期収入特定財源といたしまして、小学校防犯対策事業に係る深日財産区特別会計繰入金及び多奈川財産区特別会計繰入金を合計で220万6,000円、令和6年度に収入が予定されます未収入特定財源といたしまして、令和5年度の国庫支出金の交付決定や地方債の同意に基づき、翌年度に収入予定の国庫支出金及び地方債を合計で1億4,903万8,000円、一般財源は21万9,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算（第10次）におきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越を行ったものでございます。各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が、令和5年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、令和5年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

事業、厚生、総務文教委員会の各常任委員の皆様には、委員会付託分の審査についてよろしくお願いいたします。

次の会議は、6月27日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（午後 4時47分 散会）

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年6月6日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝